

第3章 八王子の環境の現状と取組

第1節 人と自然が共生したまちをつくる

現状と課題

本市は市域の約6割を緑地が占めており（緑被率58.4%、平成29年度調査）、多様な地形と豊かな自然環境を有する、都内でも有数のみどりが多く残る地域です。市政世論調査の結果では、本市に住み続けたい理由として「緑が多く自然に恵まれている」を選んだ人がトップを占めており（64.6%、令和5年度調査）、市民のみどりに対する関心の高さがうかがわれます。こうした市民の意識を背景に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・蓄積など、さまざまな機能を有しているみどりを保全することの重要性が再認識されてきています。

一方で、市内のみどりを取り巻く環境は、時代の変化とともに年々厳しさを増しており、多くの課題を抱えています。市街地開発の進行に伴い土地の改変がすすみ、みどりの総量が減少しつつあります。また、残っている樹林地や森林、農地などについても、土地所有者や農林業従事者の高齢化、後継者不足などにより管理が行き届かない土地が増え、みどりの質の低下や担い手の不足が顕著となりつつあります。

これらの課題に対応するため、令和2年3月に改定した「八王子市みどりの基本計画」では、基本方針としてみどりの「質の向上」「量の確保」「パートナーづくり」の3本の柱を掲げ、みどりに関連するさまざまな施策を展開しています。

また、市内には浅川をはじめとする多摩川水系16河川の源流があり、多くの湧水や沢なども存在します。すべての観測点で水質基準を達成しており、絶滅危惧種を含む多くの魚類が確認されています。

一方で、湧水の枯渇、河川水量の減少や瀬切れが散見されるなど、水循環機能の低下が指摘されています。これらは森林などの減少、宅地化などによる雨水浸透機能の低下が原因とされています。

第1項 みどりの多面的機能の活用

1 森林の適正管理

(1) 多摩の森林再生事業

都と森林所有者の間で協定を結び、管理が行き届かず荒廃している多摩地域のスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が都より受託し実施しています。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
間伐実施面積 (ha)	44.82	46.17	48.39	49.31	31.92

(2) 森林経営計画書の認定

森林所有者等は、森林の持つ機能が十分に発揮できるような森林形態をめざすため、森林経営計画を作成します。この計画では、森林の木材生産を向上させるため、森林の整備（造林、保育、伐採等）や木材の搬出等の長期的な方針を立て、施業を行います。市内では、10の計画地で1,719haを認定しています。森林所有者等の森林整備には多額の費用がかかるため、この計画を立てることで森林所有者等は税制上の特例措置や補助金等の支援措置を受けることができ、費用負担の軽減が図られ、森林の維持管理が進みます。

(3) 森林環境譲与税の活用

森林がもつ公益的機能は、地球温暖化防止をはじめ、国土の保全や水源の涵養等、私たちに広く恩恵を与えている一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、森林整備の担い手不足等が大きな課題となっています。

そのような現状の中、令和元年度より、国から市町村などに対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基準に「森林環境譲与税」が譲与されており、本市では、森林の公益的機能の確保や市民に対する普及・啓発のため、次のような取組に活用しています。また、令和6年度からは「森林環境税」（国税）として、1人年額1,000円を賦課徴収しています。

森林環境譲与税の活用状況（令和5年度）

活用区分	取組／内容	活用額（円）
森林整備	<民有林振興> 林道の維持管理・木材利用の促進	7,741,018
	<森林管理巡視> 効果的な保安全管理のための森林の管理巡視	1,032,016
	<緑地管理の支援（斜面緑地保全区域）> 土地所有者に対する緑地管理経費の支援	14,554,166
	<緑地管理の支援（緑地保護地区）> 土地所有者に対する緑地管理経費の支援	3,886,000
	<市行造林> 水源涵養、土砂流出防止、緑地保全のための整備	390,400
	<緑地の保全と活用> 上川の里における里山景観の復元	792,000
	<市有林管理> 景観の向上を図るため市有林を再生・整備	11,558,098
	<ナラ枯れ樹木対策> 公園、館クリーンセンター等でナラ枯れ樹木を伐採	28,699,754
人材育成・確保	<緑地管理の支援（緑地を守る人材の育成・活用）> 緑地管理人材育成講習の実施	332,000

木材利用	<いちょうホールの改修> 総合受付のカウンター、ロビー設置の棚などに多摩産材を活用	562,497
	<東浅川保健福祉センターの改修> 建具などの木質化	9,162,051
その他	みどりの保全基金への積立	0
合計		78,710,000

2 森林の活用

都環境局は、平成26年に一般財団法人セブン-イレブン記念財団と協定を結び、「自然環境保全・環境体験学習事業」を開始しました。

その後、市や近隣町会等を含めた運営協議会を経て、平成27年に「高尾の森自然学校」が開校されました。ボランティアによる森林整備、自然観察会やクラフトワークなどの環境学習プログラム、企業や小・中学校による環境保全活動の受入れ事業などが行われています。

市では、都環境局と一般財団法人セブン-イレブン記念財団が実施する事業への協力に関する協定を締結し、地元町会・教育機関などとの調整や、事業の広報などを担っています。

3 里山の管理・活用

(1) 里山保全の課題

自然環境の要素のひとつとして、丘陵地の森林や農地などが一体となった「里山」があります。里山は、生きものの生息・生育環境として、また、人と自然のふれあいの場として重要な役割を担っています。さらには、里山での生活の中で育まれた文化が根付いています。市内にはこうした里山を含む谷戸が多く残されており、景観要素としても重要なものとなっています。

しかし、多様なみどりの機能を持つ里山は、土地所有者の高齢化などの社会情勢の変化に伴い、管理が放棄され、その公益的機能が低下する危機にあります。

(2) 東京都保全地域の管理と活用

都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）」の規定に基づき、保全すべき自然地として、市内で14か所の「保全地域」を指定しています。地域ごとに保全計画を定め、自然の保護と回復に向けて、都民、NPO、企業、行政がそれぞれの特性を活かし、協働した取組を実施しています。

都の指定する保全地域では、都が企業やNPO等と連携し、自然との触れ合い、環境学習、体験活動等の自然環境保全活動を行う「東京グリーンシップ・アクション」のほか、未経験者でも参加しやすい自然体験を提供し、都民に緑地保全活動の良さを体感してもらう「里山へGO!」などが実施されています。

市は、都から危険木等の伐採や植生管理を受託し、自然環境の保全に努めるとともに、イベントの実施を支援しています。

(3) 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用

市は、平成22年度及び平成29年度に上川町にある50.9haのみどりを、都市緑地法

に基づく特別緑地保全地区に指定して、「上川の里」として保全に努めています。

上川の里の保全に向けて策定した「上川の里保全と整備の方針」に基づき、管理用トイレや木道・散策路を整備し、地域住民とともに雑木林や水田などの整備を進めてきました。

令和2年度には、さらなる保全活動を推進するため、同方針を「上川の里保全と活用の方針」へと改め、令和4年度には現状に合わせて見直しを行っています。また、NPOや民間企業等と上川の里保全活動協定を結び、官民協働した取組を展開することで、保全と活用を図るとともに、環境学習や企業の社会貢献活動の場として利活用しています。

上川の里保全活動協定の締結

団体名	協定締結時期
本田技研工業株式会社	令和2年9月
NPO法人森のライフスタイル研究所	令和2年9月
NPO法人街づくり上川	令和3年5月
株式会社小城プロデュース	令和3年7月
八王子里山農業クラブ	令和4年4月
株式会社NTTドコモ	令和5年3月
日本コカ・コーラ株式会社	令和5年6月
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	令和5年6月

(4) 環境学習の場としての活用

里山を環境学習の場所として活用することで、実際の自然体験を通じて動植物の生息・生育に関する知識を身につけるだけでなく、人と自然が共生して育んできた里山の文化を知る機会を得ることができます。

市では、上川の里や佐川急便「高尾100年の森」、里山保全地域等において、小学生とその保護者を対象とした「親子里山保全体験講座」を開催し、自然観察や間伐材を利用したクラフトワーク等を実施しています。このような自然に囲まれた中での体験学習は、環境に負荷をかけない生活様式を身につけられるとともに、自然環境の課題について理解し解決について考えることにつながります。



里山の沢で生きもの探し



のこぎりによる間伐体験

4 評価

第2次環境基本計画の第4章では、市が中心となって推進する15の基本施策ごとに目標を立て、事業を進めています。基本施策ごとに庁内環境調整委員会での点検・総括評価を行い、今後の展開を決定した上で、環境推進会議で意見交換を行っています。

ここでは、基本施策I—1みどりの多面的機能の活用についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
市が保全をすすめている里山の数	2か所	3か所	3か所	6か所

(指標のねらい)

身近な自然環境である里山の間伐や下草刈りなどの手入れを行い、適正に管理することにより、みどりの持つ多面的な機能が活かされます。適正に管理されている里山を増やしていき、将来的には森林全体の多面的な機能を発揮させる取組を行います。

※3か所：上川の里特別緑地保全地区、八王子堀之内里山保全地域、八王子滝山里山保全地域

最終評価：達成に向けて一定の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・間伐や枝打ちの実施、森林経営計画の認定などにより適正な森林整備や効率的な森林施業を進めた。
- ・地域住民や民間企業等との協働による里山の保全管理を推進したことは評価されるが、市が多くの上山を自主管理することは困難であるため、自然共生サイトなどの制度を活用した民間企業との連携が求められる。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・引き続き市による里山・森林などの保全を推進する。また、多様な主体による保全管理を促進させるため、森林経営管理制度などによる民有林の適正管理や、自然共生サイトなどの新たな制度を活用した企業・大学との連携を進める。

<環境推進会議の意見>

- ・里地里山の保全と活用を官民協働で進めたことは評価できる。民間企業との連携は、今後も必要性が高まるため、継続的な関わりが求められる。
- ・みどりの大切や役割を市民が自分事として考え、行動することが望ましい。広報や講座の実施、市民団体への後押しなどにより、みどりに関わる人材を増やしてほしい。

第2項 森林の循環の強化

1 木材利用の推進

(1) 八王子産材を含む多摩産材利用促進

市民の利用頻度が高い市の施設等に多摩産材を使用することにより、広く市民に木材の良さを認識してもらい、多摩産材利用のPRを行いました。市施設での多摩産材の利用を促進するため、平成29年度に「八王子市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」を策定し、低層の建築物は木造化を進めるとともに、新築工事等において内装材の木質化により、多摩産材の利用を進めています。



親子ふれあい広場
木製滑り台

利用状況（令和5年度）

建物名	使用用途	使用量 (m ³)
親子ふれあい広場	ベビーベッド、すべり台	0.26
北野環境学習センター	環境学習用教材	0.62
道の駅八王子滝山	農産物陳列台、花陳列台、サッカー台	1.32
八王子市斎場	カウンター、テーブル	0.22
合計		2.42

(2) 木質バイオマスの利用促進

ア 木質ペレットストーブ設置費の補助

木質バイオマスの利用を促進するため、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助制度において、木質ペレットストーブを補助対象機器としています。令和5年度は、3件に補助を行いました。



木質ペレットストーブ

イ 木質バイオマスボイラーの運営

再生可能エネルギーの普及啓発や豊富なみどりを有効活用するため、木質バイオマスボイラーを旧北野清掃工場に設置しています。

このボイラーは、長池公園の剪定樹木を燃料としており、ボイラーで沸かしたお湯を利用する足湯を併設しています。成長過程で二酸化炭素を吸収した樹木を燃料としているため、大気中の二酸化炭素量に影響を与えないという特徴があります。

あったかホールの来館者による利用も多く、令和5年度は5,607名の方に利用してもらいました。



旧北野清掃工場の足湯

ウ 公園の指定管理者の取組

公園等から発生する剪定枝や落ち葉は、通常一般廃棄物として焼却処分されますが、これらをチップやたい肥等に加工し、資源として活用するとともに、木質バイオマスボイラーの燃料としても活用しています。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅰ—2 森林の循環の強化についての評価結果を掲載します。

目標

目標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
八王子産の木材を含む多摩産材を普及・啓発し、活用をすすめる	—	—	—	—

(目標のねらい)

木材の搬出量を拡大し利用することで、森林の循環につなげます。

最終評価：達成に向けて相当の進展があった

<市内環境調整委員会での総括評価>

- ・「八王子市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、市施設での工事において多摩産材を使用した。また、工事以外においても多摩産材で制作された物品調達を行い、多摩産材の利用及び普及を進めた。
- ・本市の林業経営体数は減少傾向を示しており、引き続き森林循環の強化が求められる。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・二酸化炭素排出削減や生物多様性の保全の観点も鑑み、生産地と消費地が隣接した本市の利点を活かした多摩産材活用の取組を推進する。また、林業経営の課題解決に向け、スマート林業の促進など適正な森林循環につながる施策を推進する。

<環境推進会議の意見>

- ・多摩産材の利用について、徐々に浸透しているが、森林の循環までには至っていない。多摩産材を使った家具や住宅などを活用して、広く市民に周知啓発を進めてほしい。

第3項 まちなかのみどりの保全・創出

1 まちなかの緑地の保全

(1) みどりを保全する施策

ア 市街地に残る斜面緑地の保全

市街地にある丘陵地の斜面に残るみどりを市民・事業者・市及び土地所有者が一体となって保全していくため、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」において、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定と保全に伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めています。

(ア) 条例に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地についてその保全に取り組んできましたが、法令や都条例などでは十分な保全措置がとれないため、近年の宅地化などにより徐々に減少しており、貴重なみどりを守っていくことが非常に困難となっていました。

これらの斜面緑地のみどりは、斜面の崩壊を防止し、



市街地に残る貴重なみどり

動植物の生息・生育地となるだけでなく、身近な生活圏内にある自然の景観としてわたしたちの心を豊かにし、木々の環境浄化作用により健康保持にもつながるなど、大きな役割を担っています。

そこで、これらの役割を「みどりが持つ環境的な価値」と考え、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全するため、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、斜面緑地保全区域として民有地の緑地の保全を図っています。

令和5年度は、15,415.71㎡の新規指定を行い、年度末現在で46か所、指定面積268,536.82㎡となっています。

—条例の特徴—

- (1) 公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映して、斜面緑地保全区域を指定
- (2) みどりの環境的な価値及び指定区域の維持管理経費に対する支援
- (3) 保全区域内の行為（伐採等）の届出の義務化
- (4) 斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体などの支援、育成

(イ) グリーンマッチング八王子の取組

「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき指定された斜面緑地保全区域内において、所有する緑地の維持管理・活用の支援を希望する土地所有者と、緑地での活動を希望する保全団体を、市が仲介役となって引き合わせ、三者が連携して緑地の保全を行う制度です。土地所有者は活動場所の提供と活動に必要な協力金の提供、保全団体は協力金を活用した保全活動の実施、市は総合的な調整、技術的指導、専門的助言、道具提供、傷害保険の加入等の支援をそれぞれの役割としています。

令和5年度末現在で、2つの協定により、約1,750㎡の緑地がこの制度により維持管理されています。今後も土地所有者への制度の周知により活動範囲の拡大に努めていきます。

イ 緑地保護地区の指定

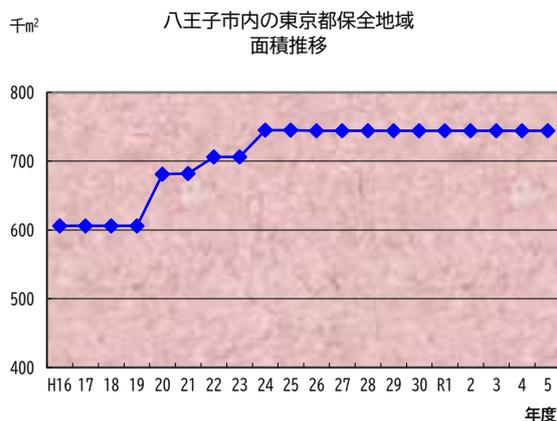
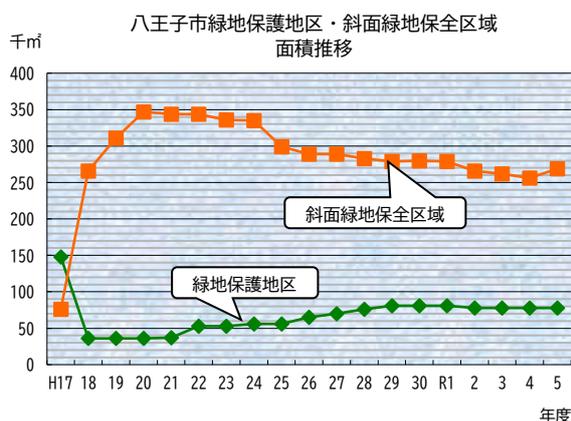
緑地保護地区は「八王子市緑化条例」に基づき土地所有者と一定期間の協定を結び、保全対象として指定することで民有の樹林地の保全を図るものです。市は維持管理経費の一部を補助し適正な管理を支援するとともに、伐採などの行為については届出を義務付けています。

令和5年度末現在で、6か所、総面積78,241㎡を指定しています。

ウ 都による保全地域の指定

都は「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺等が単体または一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、良好な自然を保護することが必要な区域を保全地域に指定し、都民の大切な財産として未永く残していくこととしています。

市内では、令和5年度末現在で緑地保全地域（12か所）と里山保全地域（2か所）をあわせて14か所、総面積744,276㎡が指定されています。



(2) みどりを保全する人材の育成

残された自然環境を守り、次世代に継承していくとともに、みどりの多様な機能が最大限に発揮されるよう、みどりの「質」を高めていく必要があります。自然環境にまつわる基礎知識から実際の管理まで、体験しながら学ぶことで、現場で活動することができる人材「里山レンジャーズ」として活躍できるよう、令和5年度より新たに緑地管理人材育成講習を開催し8名の方が受講しました。

また、学生の緑地保全活動への参加を通じて、みどりの保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を目的に、大学、都、市の三者の協定による「東京グリーン・キャンパス・プログラム」を実施しています。東京都立大学の学生が都の保全地域において、地域の保全団体による指導のもと活動に参加しました。

このほか、市が保全対象として指定する民有の樹林地である斜面緑地保全区域において、緑地保全ボランティアを実施しました。市内に所在する大学の学生らが参加し、自然観察、緑地保全活動、地権者との交流を行いました。

(3) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と、中心市街地などの緑化を推進するため、「みどりの保全基金」を設置しています。財源として、市民や事業者からの寄附、開発行為における植樹委託金などを積み立て、基金の充実を図っています。

2 遊休農地の活用

(1) 農地バンク制度による農地の貸借促進

高齢化や後継者不足などにより、全国的に遊休農地は増加の一途をたどっています。都内随一の農業生産高を誇る本市も例外ではなく、その解消は喫緊の課題となっています。特に、市街化調整区域内にある農地は、他の用途への転用が難しいうえ、貸借を希望する農地の情報も集約されていないのが実情です。

そこで、貸付を希望する市内の遊休農地の情報を集約するとともに、借り手として登録した方へ情報を提供し、貸借につなげる「農地バンク制度」を平成26年4月から開始しています。

その後、平成30年9月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行、特定生産緑地制度が創設されるなど、市街化区域における都市農地をめぐる状況は大きく変化しました。こ

うした法整備を受けて、令和2年4月から生産緑地を登録農地の対象とし、事業拡大を図りました。

令和5年度のマッチング件数は4件で、合計面積は5,762㎡でした。

(2) 農家開設型農園の促進

農家開設型農園は、農地の有効利用及び遊休農地解消を目的に開始されたもので、農地を所有していない者（法人を含む）や農地所有者が一定の条件を満たした農地において、市と貸付協定を結び、自らが農園開設者となって経営する区画貸の市民農園です。これまでに39農園が開設されています。

3 市民農園の整備

(1) 市民農園

市民の健全な余暇利用として、野菜の栽培を通じて土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培う憩いの場を提供することを目的に、昭和49年度から市民農園を開設しています。

(令和6年3月31日現在)

	農園名	所在地	面積(㎡)	区画数
1	緑町	緑町445-1外	734	45
2	越野	越野25-8	704	36
3	東中野	東中野1502外	463	45
合計			1,901	126

(2) ひよどり山農園

都立小宮公園に隣接する大谷町に、約28,500㎡の土地を都から借り受け、みどりの保全と市民及び都民の憩いの場を確保することを目的に、農業公園的要素をもつ施設として、ひよどり山農園を開設しています。

4 まちなかの緑化

(1) まちなかの緑化支援

ア グリーンパートナー養成講座

「第34回全国都市緑化はちおうじフェア」の開催(平成29年度)をきっかけとして、みどりを育む担い手を育成するため、平成30年度からガーデニング技術を学ぶ「グリーンパートナー養成講座」を実施しています。

プロのガーデナーを講師に迎え、富士森公園の花壇をフィールドとして、基礎知識の学習や、花の植付・メンテナンスを実践する現地実習などを行い、令和5年度は全9回の講座により、26名が修了しました。



グリーンパートナー養成講座での花壇メンテナンス実習

イ 駅前花づくり事業

八王子の玄関口である八王子駅北口マルベリーブリッジ及び南口とちの木デッキ上の花壇に、市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる駅前花づくり事業を展開し、行き交う多くの人の心を和ませています。

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティア（マルベリーとちの木花づくり会）が中心となって実施しています。



マルベリーとちの木花づくり会
によるメンテナンス作業

ウ 地域モデル花壇支援事業

「第34回全国都市緑化はちおうじフェア」では、市民ボランティアが専門家の指導のもと、各地域で特色のある花壇づくりを行いました。これらの花壇を地域のモデル花壇と位置づけ、地域の特色や土地柄に合う植物を取り入れながら、各地域で花壇づくりの参考となる質の高い花壇を維持できるように支援しました。

道の駅八王子滝山（北部地区）、小田野中央公園（西部地区）、横川町住宅（西南部地区）、片倉つどいの森公園（東南部地区）、南大沢駅前（東部地区）において、ボランティアが中心となって花壇の維持管理を行っています。（中央地区は、駅前花づくり事業として実施。）

エ コミュニティ花壇創出事業

市民が主体的に花壇づくりを行える環境を整え、まちなか緑化の活動を広げることにより、まちの魅力を高めるとともに、地域のコミュニティ醸成を図るため、コミュニティ花壇創出事業を実施しました。

花壇整備や専門家の指導による3か年の支援プログラムを実施し、地域のコミュニティの核となる花壇を創出していきます。

オ 庭木剪定講習会

造園の専門家を講師に迎え、季節に合った剪定方法の講義や富士森公園などでの実技講習を行いました。令和5年度は、初夏編・晩秋編に分けた講座を3回実施しましたが、定員を上回る申込みがあり、市民の関心の高さが伺えました。合計6回の講習会には延べ98名が参加しました。



庭木剪定講習会実技講習の様子

(2) 条例に基づく植樹義務

「八王子市緑化条例」に基づき、一定規模以上の開発・建築を行う場合は、植樹を実施することを義務付けています。

事業を行う皆様のご理解・ご協力のもと、緑化による美しいまちなみの創出を推進しています。

(3) アドプト制度

ア アドプト団体への支援

市民と市との協働による公園や道路の維持活動のあり方を求めて、平成14年度より公園

アドプト制度、平成15年度より道路アドプト制度を導入しました。公園アドプトでは公園を、道路アドプトでは市道の歩道や歩行者専用道路の維持活動を市民グループ等が主体となって行い、市がその活動を支援する制度です。

身近な公園や道路で、清掃や除草などのボランティア活動をすることで、美化意識の向上や公園への愛護心、地域コミュニティの活性化などの効果が期待されます。

市は指定管理者とともに、用具の支給やごみの処理、保険の加入、団体名を表示する看板の設置等を行っています。

イ アドプト制度の多様化

近年は、アドプト団体と保育園や学校などとの共同作業が行われるほか、企業が地域貢献の一環でアドプト団体として登録するなど、参加の形態が多様化しています。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
公園アドプト参加団体数	266	265	257	262	259
道路アドプト参加団体数	64	64	68	63	62

(4) 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに災害時の防災機能やヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能や都市にうるおいを与えるなどの多面的な機能を担っています。平成4年度に生産緑地地区の制度が創設されてから、新規の追加指定を毎年行い、生産緑地地区の保全に努めています。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
指定面積 (ha)	226.9	223.1	222.1	218.5	208.0

5 評価

ここでは、基本施策I-3まちなかのみどりの保全・創出についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
グリーンマッチング八王子制度を利用し管理している緑地の数	3か所	2か所	2か所	3か所
指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
市民1人当たりの都市公園面積	11.59㎡	12.31㎡	12.33㎡	12.50㎡以上

(指標のねらい)

手入れの行き届いていない斜面緑地を、市民・事業者と市が協力して適正に管理することにより、まちなかのみどりの維持再生につなげます。

最終評価：達成に向けて相当の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・まちなかの樹林地や農地、花壇など、本市の特徴である多様なみどりの保全・創出を推進しつつ、地域コミュニティ醸成の場など有効活用にも結びつけた。
- ・グリーンマッチング八王子制度の成果指標は未達成であるが、適正な緑地管理に向けて人材育成や支援制度の改定を行った。また、市民1人当たりの都市公園面積は今後の公園の新規開園に伴い達成見込み。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・引き続き農地バンク制度を継続するとともに、都市計画制度を活用した農地保全や農業経営基盤強化など、多角的な対策により農地の保全を推進する。また、斜面緑地保全区域の維持管理支援などにより、まちなかの景観形成や生きものの生息空間の機能維持を図る。さらに、地域のみどりを交流等に活用していくため、地域住民による花壇創出や農福連携などを推進する。

<環境推進会議の意見>

- ・市民にとって身近なまちなかのみどりを、生物多様性保全のために積極的に活用すべき。
- ・桑都八王子として里地里山の桑畑の風景保全に努めてほしい。

第4項 水資源の保全と再生

1 雨水浸透施設の設置促進

(1) 健全な水循環の再生

地下水のかん養を図り河川流量を確保するため、雨水浸透施設等の設置を進め、健全な水循環の回復に取り組んでいます。

ア 公共事業における雨水貯留・雨水浸透対策

道路事業では、雨水排水施設を整備するにあたり、地盤の保水機能を確保できる透水性舗装を実施しています。令和5年度は市道元八王子1号線外2路線など8か所で透水性舗装、市道川口166号線で浸透管を設置しました。

項目 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
透水性舗装面積 (m ²)	2,417.8	1,295.0	3,225.86	1,662.00	3,799.00
浸透トレンチ (m) 注1)	1,166.31	224.2	278.73	406.6	175.17
ハニカムトレンチ (槽) 注2)	-	46	0	1	0
浸透ます (基数)	1,254	42	30	70	30
浸透人孔 (基数) 注3)	2	13	1	6	6
浸透貯留槽 (基数) 注4)	2	0	1	1	1
浸透U型側溝 (m)	0	0	0	6.8	13.0
雨水貯留槽 (タンク) (基数)	1	1	0	0	0
街渠ます浸透化 (基数)	0	0	0	24	30

注1) 浸透トレンチ：雨水浸透ます等と連結した浸透性の管。雨水を導き、側面及び底面から地中へ浸透させる施設

注2) ハニカムトレンチ：高空隙率を有した軽量ハニカム構造のブロックの浸透施設。雨水を導き、側面及び底面から地中へ浸透させる施設

注3) 浸透人孔：浸透性のあるマンホール

注4) 浸透貯留槽：浸透性のある貯留槽

イ 雨水浸透施設等設置補助事業

健全な水循環に向けて、建物の屋根に降った雨水を地中に浸透させやすくする雨水浸透ますと浸透トレンチの設置や、雨水を植木や庭への散水に有効利用できる雨水貯留槽の設置に対し補助をしています。

項目		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
雨水浸透施設	浸透ます（基数）	64	56	71	49	91
	浸透トレンチ（m）	74.2	17.1	47.4	23.7	15.1
雨水貯留槽（補助基数）		42	63	43	60	57

ウ 地域と連携した湧水等保全

市街地周辺や丘陵地の湧水の保全（湧水量の確保）を目的として、湧水のかん養域に雨水浸透施設設置の強化地区を設定し、土地や建物の所有者などの承諾を得て雨水浸透施設の設置を進めます。

令和5年度は、横川弁天池湧水保全強化地区で、市民の協力により9基の市設置型雨水浸透施設を設置しました。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅰ－4水資源の保全と再生についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
雨水流出抑制対策率	—	44.9%	45.9%	55%

計算式：
$$\frac{\text{時間10mm降雨相当分の雨水流出抑制対策量}}{\text{目標対策量（下水道区域（約8,700ha）×10mm）}} = \text{雨水流出抑制対策率（\%）}$$

（指標のねらい）

雨水流出抑制対策率は、住宅や公共施設で雨水貯留浸透施設の設置や透水性舗装などの対策が、どの程度進んでいるかを表しているものです。雨水の貯留浸透による雨水流出抑制対策は、公共下水道計画区域（約8,700ha）に対して、時間10mmの降雨を貯留浸透させ、治水対策とあわせて地下水のかん養による健全な水循環系の再生を進めるものです。

最終評価：達成に向けて相当の進展があった

< 市内環境調整委員会での総括評価 >

- ・ 様々な機会を捉えて雨水浸透機能の強化を推進した。特に市施設や道路施設内などの公共施設への雨水浸透施設工事を設計通り設置し、雨水対策を推進した。
- ・ 雨水流出抑制対策率については、雨水流出抑制の重要性等を引き続き市民に周知し、施設設置の促進が求められる。

< 第3次環境基本計画での展開 >

- ・ 雨水浸透については、地球温暖化適応策や都市の強靱化対策として位置づけ、雨水浸透施設の設置を促進する。また、浸透機能を有するみどりの保全に向け、樹林地、湧水地の管理を進めるとともに、スマート農業、スマート林業の促進により農林業の経営基盤の強化を図る。

< 環境推進会議の意見 >

- ・ 瀬切れが発生している河川が確認されており、調査が必要ではないか。

第5項 良質な水質の保全

1 生活排水対策の推進

河川の水質をより良好にするため、公共下水道への接続促進や浄化槽処理促進区域内の戸別浄化槽設置促進を含めた生活排水対策に取り組むとともに、工場や事業場等の排水指導を行っています。

(1) 公共下水道への接続促進等

公共下水道への未接続家屋に対しては広報等のPR活動や戸別訪問を行うことで、接続促進活動を行ってきました。その結果、令和5年度末の水洗化率は98.8%となり、10年前と比べ6.6%向上しています。

未接続の方に対し接続を促進するため地域や未接続世帯の特性を検証し、高齢者世帯・賃貸アパート所有者に対する新たな公共下水道接続の仕組みを強化していきます。

(2) 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽は、し尿（トイレの排水）や生活雑排水（台所やお風呂の排水）を微生物の働きによって浄化する設備です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理によって、微生物が活動しやすい環境を保つことが大切です。このため浄化槽法では、使用者に対して3大義務を定めています（①保守点検 ②清掃 ③法定検査）。

公共下水道整備地区内で浄化槽を使用している家屋に対しては、戸別訪問による公共下水道への接続促進を図ると同時に、接続するまでの間、浄化槽の維持管理を徹底するよう指導していきます。



また、公共下水道整備地区以外の市街化調整区域では、戸別浄化槽の設置促進活動を行い、令和5年度は3基を設置したほか、合併処理浄化槽の引き取りと合わせて425基の合併処理浄化槽を市管理としました。

(3) 市設置型浄化槽事業の促進

平成16年4月より浄化槽市町村整備推進事業による市設置型浄化槽「高度処理型（窒素除去型）」の設置事業を実施するとともに、浄化槽処理促進区域に設置されている個人設置合併処理浄化槽のうち高度処理型（窒素除去型）については、市が引き取り維持管理しています。今後も引き続き浄化槽の適正な管理に努めます。

2 評価

ここでは、基本施策I-5良好な水質の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
市内8河川9地点のBOD環境基準値	達成率100%	達成率100%	達成率100%	達成率100%の維持

(指標のねらい)

公共下水道の接続促進や市設置型浄化槽の整備促進などで、BOD75%水質値の環境基準（A類型2mg/L以下）を維持することにより、河川の水質の向上をめざします。

最終評価：達成

<市内環境調整委員会での総括評価>

- ・浄化槽の機能を十分に発揮させるため、法定検査結果に基づく指導や市管理浄化槽の維持管理を実施し、良好な水質の維持を達成した。
- ・引き続き水洗化率の向上に向けた周知等を図っていくとともに、BOD環境基準値の達成率100%を維持する。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・河川や地下水のモニタリングにより水質汚濁の状況を把握するとともに、公共下水道への接続や戸別浄化槽の設置を進めることで生活排水対策を進める。また、工場等への立入検査や指導による水質汚濁物質の排出抑制を図ることで、良好な水質の保全を進める。

<環境推進会議の意見>

- ・BOD環境基準値の達成率100%は高く評価できる。
- ・大腸菌数など基準を満たしていない指標を取り入れることも検討すべきではないか。

第6項 生物多様性の保全

1 自然環境の現況把握

河川に棲む水生生物は、河川の水質を示す貴重な資料となります。きれいな水を好んで棲む生物だけではなく、汚れた水の方が棲みやすい生物もいるため、水生生物の調査を行うことは化学的調査を補完する意味もあります。

そのため、市では毎年、市内16の一級河川で水生生物調査を行っています。



水生生物調査（仕分け）

2 生きものの生息環境の保全・創出

(1) 自然環境の保全・維持管理

身近な水辺を守り生活環境を快適なものとするために、市民や事業者と協働して水辺を再生・保全する活動を支援しています。

平成23年5月から始まった「水辺の水護（みまも）り制度」は、個人、町会・自治会、事業者など35団体436名の方に登録いただき、浅川など市内全域の水辺の清掃や除草、河川調査や環境学習などの水辺の保全活動を行っています。



水路の清掃活動（下柚木）

(2) 自然に配慮した水辺づくり

生物多様性に配慮し、市民が水辺に親しみ憩える水辺環境を保全するとともに、地域特性を活かした水辺づくりを推進するために、令和5年度には八王子堀之内里山保全地域に隣接する宮嶽池（みやたけいけ）について、整備工事を行いました。



宮嶽池

(3) 生態系や生物の生息状況についての体験学習

ア ガサガサ探検隊

八王子の河川を代表する浅川で、生きものの採集や川遊びを体験します。令和5年度は117名の親子が参加し、希少種を含む26種515匹の生きものを採集しました。



ガサガサ探検隊

イ 水辺のかんきょう教室

教育委員会が主催する八王子市小学校科学教育センターに登録する児童を対象に、魚・鳥・水生生物の観察を行います。令和5年度は、71名の児童が参加しました。

ウ 水槽展示

市役所本庁舎1階ロビーにおいて、浅川に生息するアユやオイカワなど20種類におよぶ水生生物を展示しました。



展示の様子

3 外来生物対策の推進

(1) 河川、水路等の外来種対策

一部の湧水拠点等で、アメリカザリガニやウシガエルといった外来種の駆除を行いました。また、水路の除草等の際にも随時駆除を行っています。

(2) 公園内の外来種対策

ア 生息状況の調査

公園・緑地については、外来種の生息状況を注視し、特に希少な動植物が生息している箇所について、外来種による生態の影響が生じないよう環境を保護しました。

イ 外来種の防除と駆除

固有の動植物の生態に影響を与える特定外来生物などを駆除しました。

(3) 外来生物対策の推進

外来生物であるアライグマ・ハクビシンについて、目撃のみの情報も含めて259件の相談があり、生態系及び市民の生活環境を守るため、市街地にて対策を行いました。

また、令和2年度に市内（高月町、滝山町、加住町）で生息が確認された、特定外来生物のクビアカツヤカミキリについて、都環境局及び地域住民と連携し、現地調査・駆除及び技術講習会を実施し、被害の拡大防止に努めました。令和5年度は新たに36本の樹木に被害が確認され、薬剤注入や伐採により対策しました。また、268匹の成虫を駆除しました。

4 評価

ここでは、基本施策I-6 生物多様性の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
生物多様性の必要性を理解している市民の割合	28.9%	39.6%	39.9%	50%

(指標のねらい)

市民に対し、多種多様な生きものや生態系が存在する生物多様性の必要性の理解と、関心を高めることにより、生物多様性の保全につなげます。

最終評価：達成に向けて相当の進展があった

<市内環境調整委員会での総括評価>

- ・生物多様性の拠点となるみどりに対し、多様な主体と連携した保全を進めた。特に、市民生活や文化・観光資源へ被害を引き起こす特定外来生物の積極的な防除を進めることができた。
- ・生物多様性の市民周知は、引き続き向上させていく必要があり、より有効な周知啓発方法等の検討が求められる。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・第3次環境基本計画と併せて策定した「八王子市生物多様性地域戦略」に基づき、モニタリングにより生物多様性の現状把握を進めつつ、それらのデータを活用したみどりの保全を推進する。また、自然共生サイト等の制度を活用し、多様な主体と連携した生物多様性の保全を図るほか、外来種等の対策により、希少種等への影響を低減させる。さらに、環境教育等の生物多様性の理解を深める機会を創出する。

<環境推進会議の意見>

- ・生きもの展示室を活用し、浅川の生物調査などを市民参加型で実施できるとよい。
- ・アライグマの捕獲が進んでいることは、絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオの保全にもつながるため評価できる。

第2節 資源循環とエネルギーの有効活用で、地球環境にやさしいまちをつくる

現状と課題

従来の大量生産・大量消費による社会活動は、大量の廃棄物を生み出し、最終処分場のひっ迫や廃棄物の不適正な処理につながりました。それにより、限りある資源やエネルギーを無駄なく利活用する、循環型社会の構築が必要となりました。

市では、平成16年にごみの有料化を実施し、可燃・不燃ごみ合わせて30%以上の減量、平成30年度以降は埋立処分量ゼロを達成しています。これは市民・事業者の協力によるものであり、環境省発表の人口50万人以上の都市におけるごみ排出量の少ない市町村ランキングでは、平成16年度以降3位以上を維持しており、直近の令和4年度実績は2年連続で全国1位となりました。

また、市では2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめざすため、令和4年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、市民・事業者・行政の「オール八王子」で脱炭素社会の実現に向けて、全力で取り組むこととしました。

脱炭素社会の実現に向けた取組を加速するため、令和5年3月に「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。地球温暖化対策のためには、一人ひとりが環境配慮の意識を持ち、省エネに努めていく必要があります。2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組めるよう、施策を展開していきます。

第1項 ごみの発生抑制と資源化の推進

1 家庭系ごみの減量と資源化の推進

(1) 家庭系ごみの概要

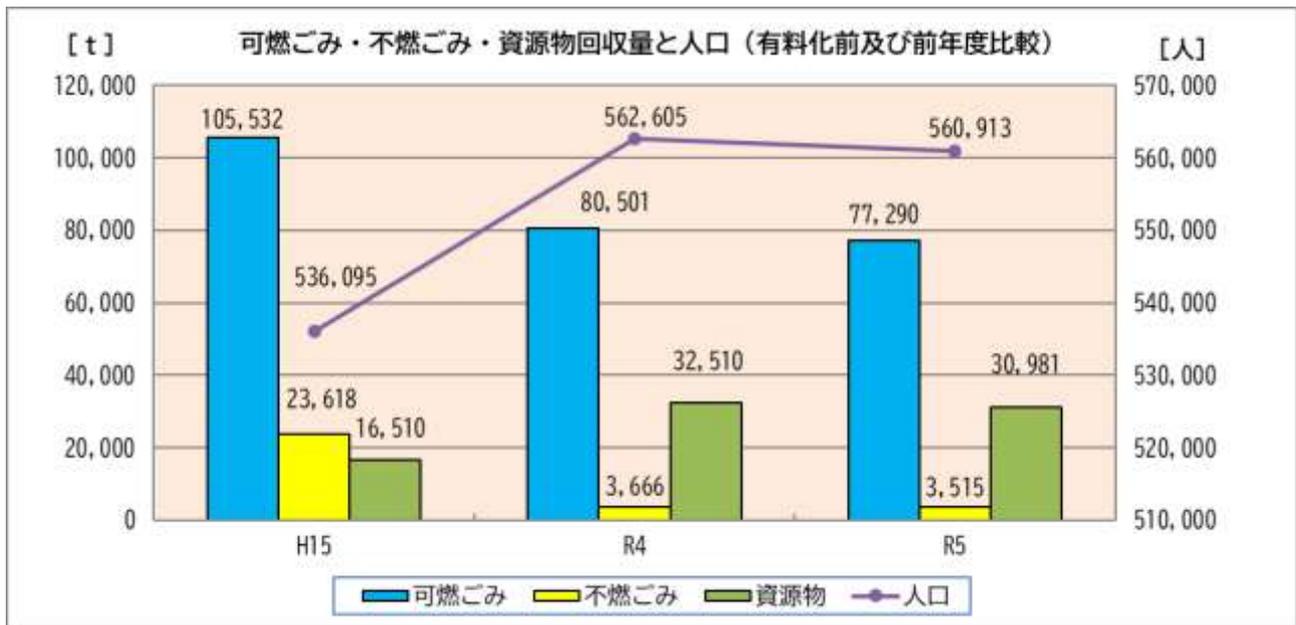
市では、平成16年10月、人口30万人以上の都市では全国で初めて、ごみ有料化と戸別回収を同時に実施しました。これを契機に、市民のごみ排出抑制と資源分別の意識が高まり、市民・事業者との協働により、当初目標の25%を上回る大きな減量の成果をあげることができました。

令和5年度は、ごみ有料化導入前の平成15年度と比較すると、可燃ごみは28,242t、不燃ごみは20,103t、合計48,345t（37.4%）の減量となりました。

資源物は、紙類（新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック）、空きびん、空き缶、古着・古布、容器包装プラスチック、ペットボトル及び木の枝の7種類10分別で収集しており、14,471t（87.6%）増加しました。

また、令和4年度と比較すると、可燃ごみは3,211t、不燃ごみは151t、資源物は1,529t減少しました。

なお、人口は、平成15年度と比較すると24,818人増加しており、令和4年度と比較すると1,692人減少しています。



(2) 取組内容

ア 身近なごみの減量推進

(ア) 3キリ運動の推進

家庭から出る生ごみを減らすため、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみを出す前の「水キリ」の3キリ運動を、広報やイベントにおいて紹介しました。

(イ) エコショップの認定

商品のばら売りやレジ袋の削減、リサイクルの推進など、環境にやさしい取組を行う店舗を「八王子市エコショップ」に認定し、広報やホームページを通じて紹介しました。令和5年度末で、70店舗を認定しています。

なお、近年は食品ロス削減やゼロカーボンに向けた取組等、新たな視点でのごみ減量・資源化の促進を行う必要性があることから、本制度は令和5年度で終了となりました。

イ ダンボールコンポストなどによる資源化の促進

(ア) ダンボールコンポスト講習会等の実施

市民から認定した生ごみリサイクルリーダーとの協働により講習会を開催し、ダンボールコンポスト等に取り組む方をフォローすることで、生ごみの資源化を促進しています。

令和5年度は、講習会を42回開催し、延べ533名が参加しました。



ダンボールコンポスト講習会の様子

(イ) ダンボールコンポスト校内活用事業

式方小学校・浅川小学校の児童86名が、給食を調理する際に出た生ごみをダンボールコンポストに投入し、たい肥化することに取り組みました。16個のダンボールコンポストを設置し、85kgの生ごみを投入しました。また、できたたい肥を使用して大根を育て、給食で利用しました。

ウ 資源化推進のための啓発

イベントにおいて、ダンボールコンポスト等による生ごみ資源化の手法を周知・啓発しています。また、適正な排出方法が十分に周知できていない容器包装プラスチックやペットボトルなどの資源物について、イベントを通じて啓発しています。

エ 環境教育・環境学習の推進

(ア) 学校給食を活用したSDGsの取組

「環境と食」をテーマに、SDGsの情報に特化した食育メモを月1回作成し、給食時間に子どもたちに伝える取組を行いました。また、10月の食品ロス削減月間にあわせて、「もったいない」をテーマに、給食の喫食目標を学級毎に立てて取り組む「もったいない大作戦」を実施しました。取組期間中は、食べ残しの行方をまとめたDVDや食育教材をあわせて活用し、実施後に91%の小学校で給食の残菜率が減少しました。

また、他の取組として、学校給食から出る野菜くずや食べ残しをまとめてリサイクルし、できたたい肥を学校の菜園や花壇等で使用しています。

(イ) 環境教育冊子の作成

昭和58年度から、市立小学校・義務教育学校4年生を対象に、環境学習の一環として社会科副読本「きれいなまち八王子」を作成しています。

2 事業系ごみの減量と資源化の推進

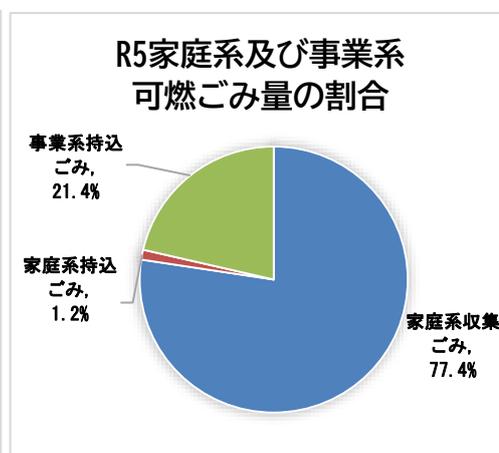
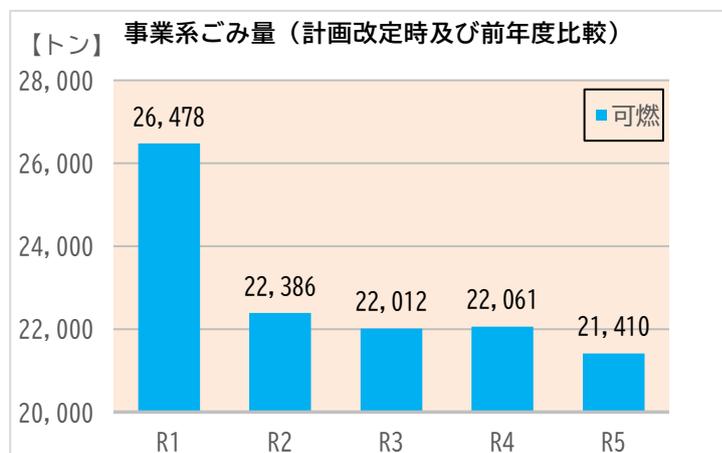
(1) 事業系ごみの概要

事業系ごみについては、事業者責任で処理することが原則です。

令和5年度の事業系ごみ量は21,410tであり、令和4年度と比較すると651t

(3.0%)の減少となりました。これは、原材料費の高騰が経済活動のブレーキとなっているためと考えられます。なお、「八王子市ごみ処理基本計画」の基準年である平成29年度と比較すると、19.0%減少しています。

清掃工場で焼却される可燃ごみのうち21.4%が事業系ごみであり、その中には資源化できる古紙が多量に含まれています。これらの古紙の資源化を推進するため、古紙の無料持込場所を10か所設置しています。



(2) 取組内容

ア 適正な排出・分別指導の徹底

戸吹清掃工場、館クリーンセンター、多摩清掃工場に搬入した収集車両延べ103台に対し、事業系ごみに不適物がないか確認する検査を実施しました。また、市内の事業所を訪問し、ごみの分別や排出についての指導を28回実施しました。

イ ごみを発生させない事業活動の促進

平成27年4月、事業系ごみの発生を抑制するため、清掃施設への持込ごみ処理手数料を10kgにつき250円から350円に改定しました。

また、食品ロス削減のため、市内の飲食店に啓発用のステッカーやポスターを配付しました。

3 評価

ここでは、基本施策Ⅱ—1 ごみの発生抑制と資源化の推進についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
1人1日あたりのごみ総排出量	829g/人・日	726.8g/人・日	698.4g/人・日	760g/人・日

(指標のねらい)

市民1人1日あたりのごみ総排出量を把握し、発生抑制につながる取組を行うことにより、さらなるごみ減量を促進します。

最終評価：達成

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・搬入物検査の充実化や出前講座の開催件数の増加、事業者への訪問指導等により、家庭ごみ及び事業系ごみの減量と資源化を推進した。
- ・1人1日あたりのごみ総排出量は、市民・事業者の協力のもと、目標数値を大きく上回って達成できた。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・3Rの取組を主軸にごみの減量を図りつつ、課題である食品ロス対策及びプラスチックごみの資源化について重点的に推進する。

<環境推進会議の意見>

- ・成果指標を大きく上回って達成したことは高く評価できる。
- ・地球温暖化防止の観点からも食品ロスの啓発活動を積極的に進めて、生ごみの削減に取り組んでほしい。

第2項 廃棄物の適正処理

1 ごみ処理の基盤となる焼却施設の運営

市の戸吹清掃工場及び館クリーンセンターは、廃棄物を利用した積極的な発電により温室効果ガスを削減し、循環型・脱炭素社会に寄与する施設として、安全・安定的なごみ処理を行っています。

廃棄物処理施設の整備には、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出量削減や、社会全体の脱炭素化への貢献を念頭において進めることが重要であり、将来にわたり安定的かつ継続的なごみ・資源物処理体制を確立することを見据え、本市が実現を目指すべき清掃施設整備に関する方針を定めた清掃施設整備計画を策定しました。

2 資源・エネルギーの有効利用の推進

(1) 家庭や公園などの剪定枝の資源化事業の推進

家庭等から発生する剪定枝について、令和4年4月から市内全域での回収及び資源化を開始しました。

市内の公園や緑地では、毎年大量の剪定枝や落ち葉、倒木などにより材木が発生します。これらの発生材は、たい肥や腐葉土へ加工するほか、木質バイオマスボイラーの燃料や、公園内のベンチ、土留めの材料とするなど、さまざまな形で有効活用しています。

なお、福島第一原子力発電所事故の影響で、平成23年から農林水産省の指導により、放射能汚染の可能性のあるたい肥が拡散するのを防ぐため、落ち葉や剪定枝を原料としたたい肥や燃料について、生産や流通が規制されています。規制が解除されるまでは、市民への配布を見合わせています。

(2) ごみの焼却により生じる熱エネルギーや焼却灰の有効利用

戸吹清掃工場と、館クリーンセンターでは、ごみの焼却に伴い発生する蒸気を発電に利用し、工場内の電力を賄っています。

発電した電気のうち、余剰となる電力の一部は市役所本庁舎他9施設に自己託送し、さらなる余剰分については、電力会社へ売却しています。

また、ごみの焼却後に発生する焼却灰は、埋め立てることなく東京たま広域資源循環組合が運営するエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として有効利用しています。

(3) 不燃ごみの資源化推進

平成27年度より、不燃ごみの処理工程に導入した手選別方式の精度向上などによって埋立処分量は減少し、不燃残渣の資源化を行うことで、平成30年度以降、埋立処分量ゼロを継続しています。今後も、さらなる選別精度の向上をめざすとともに、不燃ごみの適正な分別方法の啓発などを推進していきます。

3 収集・処理システムの整備

平成28年度に市内全域の可燃ごみ収集を民間委託化しました。また、令和4年度より、収集品目の組合せや一部の収集頻度を見直すとともに、適正な収集エリアに変更して、より効率の良い収集体制としました。

4 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不適正処理対策のため、市民などからの情報やパトロールにより、不適正処理の早期発見・早期対応に努めています。悪質な事案については、他の自治体や警察とも連携することで排出者を特定し、指導・処分の対応を行っています。

また、不法行為を抑止するため、市内各所に24時間稼働の防犯カメラを設置しています。

5 評価

ここでは、基本施策Ⅱ-2 廃棄物の適正処理についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
埋立処分量の推移	316t/年	0t/年	0t/年	0t/年

(指標のねらい)

不燃ごみについては、手選別を主体とした希少金属の回収、陶磁器やガラス製品の資源化を図ることにより、埋立処分量をゼロにします。

最終評価：達成

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・館クリーンセンターの整備により、廃棄物の適正処理に向けた体制を整えるとともに、エネルギーの有効活用を推進した。
- ・埋立処分量は、継続して0t/年を達成することができた。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・引き続き埋立処分量の0t/年を維持していくとともに、安定的な廃棄物の収集・処理体制を構築するため、時代に即した体制整備や各施設の更新を進める。

<環境推進会議の意見>

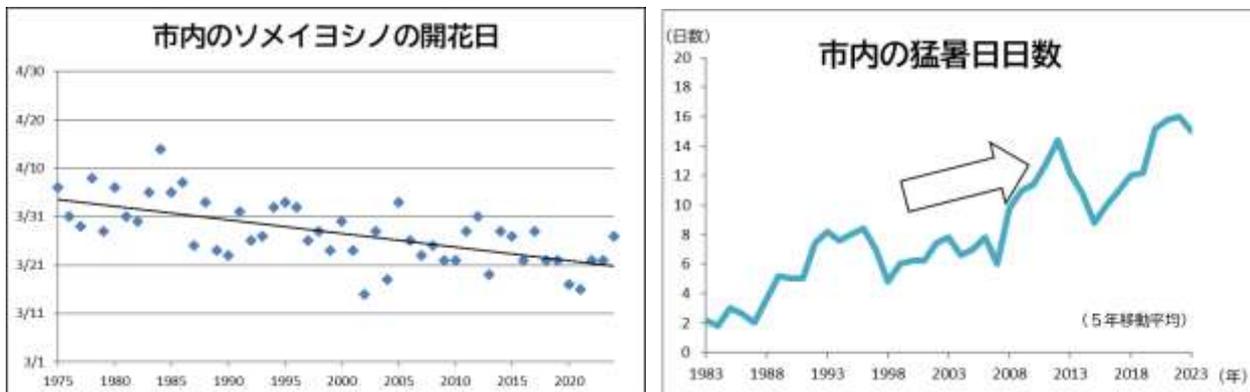
- ・埋立処分量0tを継続して達成できたことは高く評価できる。
- ・引き続き埋立処分量0tの継続と清掃工場が発生した熱エネルギーの有効活用にも努めてほしい。

第3項 二酸化炭素（CO₂）排出量の削減

1 地球温暖化の現状

(1) 気温変化

地球温暖化による気候変動の影響と思われる現象は、私たちの身近にも現れています。市の桜の開花時期は年々早まる傾向にあり、市の猛暑日日数も増加傾向にあります。



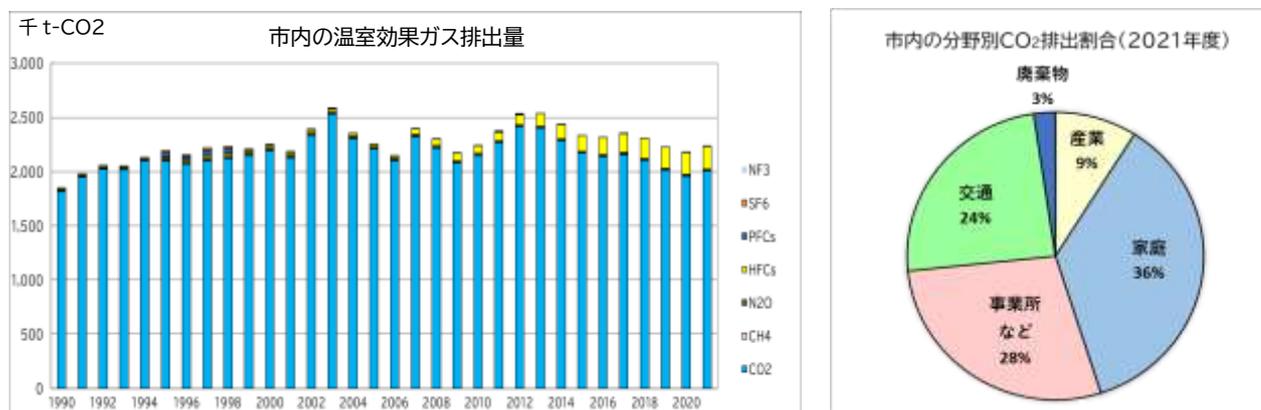
※1：グラフ中の直線はデータの傾向を視覚的に示した直線です。
 ※2：ソメイヨシノの開花日は、市役所北側浅川河川敷の標準木により観測したものです。

(2) 温室効果ガスの排出量

市の温室効果ガス排出量は、都内62市区町村の共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による、2021年度（令和3年度）温室効果ガス排出量（推計）算定結果に基づくものです。各種統計資料のデータを用いるため、把握できる最新の排出量は、2021年度（令和3年度）のものです。

市内の2021年度（令和3年度）の温室効果ガス総排出量は約223万3千t（CO₂換算）で、八王子市地球温暖化対策地域推進計画の基準年度である2013年度（平成25年度）と比べ、12.1%減少しています。

総排出量は、2011年度（平成23年度）から2012年度（平成24年度）にかけて、原子力発電所の停止等による電力の二酸化炭素排出係数の影響で増加しましたが、その後の再生可能エネルギー導入拡大などにより、同排出係数が改善傾向であるため、総排出量は減少傾向にあります。

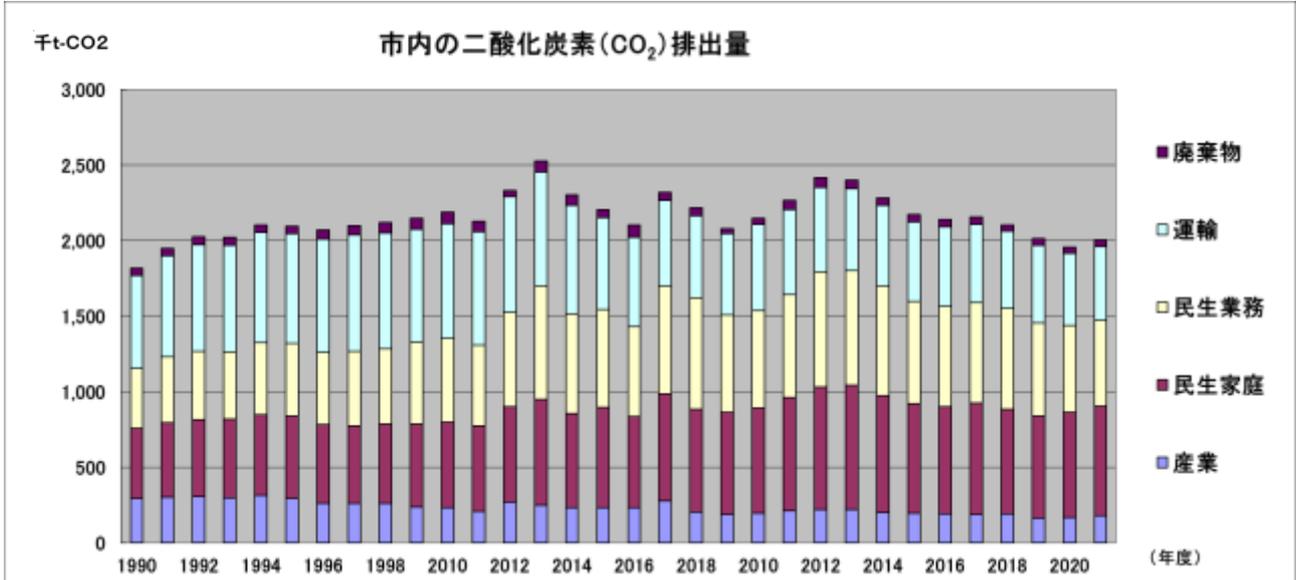


※1：各温室効果ガスの排出量は、地球温暖化係数を用いてCO₂排出量に換算しています。
 ※2：単位はCO₂の重さとして千t(千t-CO₂)としています。
 ※3：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による推計値に、一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量について、市の組成分析によるプラスチック含有率などにに基づき再計算し、修正を加えた値を使用しています。

(3) 二酸化炭素 (CO₂) の排出量

市内における2021年度(令和3年度)のCO₂排出量は約200万7千tで、八王子市地球温暖化対策地域推進計画の基準年度である2013年度(平成25年度)の排出量と比べ16.4%減少しています。

なお、同計画においては、2030年度(令和12年度)にCO₂排出量を、2013年度(平成25年度)比で「46%削減」を目標としています。



2 家庭の取組支援

(1) 省エネルギー講座やイベントなどの実施

ア 八王子市エコアクションポイント(はちエコポイント)の実施

「はちエコポイント」は、家庭における省エネ等の環境にやさしい行動の実践と定着を支援するため、エコアクション(環境配慮行動)の取組を商品に還元することで、CO₂排出量の削減を促進するポイント制度です。

登録者は、はちおうじ省エネ国チェックシートの提出や省エネチャレンジへの参加などの対象行動によりポイントを獲得し、そのポイントに応じて翌年度に本市にゆかりのある商品または環境に配慮した商品と交換を行います。

なお、はちエコポイント会員は令和3年度から、省エネ国会員と統一を図り、令和5年度からは世帯単位から個人単位とし、令和5年末時点では、14,680名が参加しています。

交換商品の例



缶バッジ



コスター(畳)

イ 省エネチャレンジ2023の実施

「省エネチャレンジ」は、エアコンや照明等について省エネを意識して使用し、チェックシートに定められた項目ごとの達成状況を入力する取組です。項目ごとにCO₂削減量を明記しているため、一人ひとりの省エネに対する意識の啓発を図り、家庭での省エネを促進しています。

市立小学校5年生と中学校1年生、義務教育学校5年生・7年生を対象に、環境月間である6月に実施しています。また、市民を対象に電力需要が高まる夏季（7～8月）及び冬季（12～1月）にクールセンター八王子と連携して実施しました。延べ5,619世帯の参加により、計14,009kgのCO₂削減を達成しました。

区分	参加者 (世帯)数	CO ₂ 削減量 (kg)	世帯あたりの CO ₂ 削減量(kg)※
省エネチャレンジ2023(小・中学校)	4,726	9,399	1.99
省エネチャレンジ2023(一般市民)	893	4,610	5.16
合計	5,619	14,009	2.49

※ CO₂削減量(kg)÷参加者(世帯)数=世帯あたりのCO₂削減量(kg)

ウ みどりのカーテンコンテストの開催

地球温暖化防止の一環として、夏の暑い日差しを遮り、室温の上昇を抑えるみどりのカーテンを普及させるため、「みどりのカーテンコンテスト」を開催しました。

市内に設置した、つる性植物による「みどりのカーテン」を対象として、8月1日～9月30日までの期間に写真の応募を受け付け、全体で56件のうち、戸建住宅部門41件、集合住宅部門7件、団体部門2件、公共施設部門6件の応募がありました。

応募作品の中から優秀作品を選考し、あったかホールで入賞作品の写真を展示しました。



エ 地球温暖化防止普及啓発イベントの実施

地球温暖化問題に対する市民の関心を高め、一人ひとりが行動するきっかけとするため、地球温暖化防止月間である12月に地球温暖化防止普及啓発イベントを開催しています。

令和5年度は地球温暖化対策に関するイベントや講座を市内各地で実施し、275名の方にご来場いただきました。また、12月1日から28日まで、これらのイベント等やCO₂排出量削減に資する取組を行っている施設をめぐるスタンプラリーを実施し、多くの方に対し地球温暖化問題について普及啓発することができました。



イベントのチラシ

3 事業所の取組支援

(1) 省エネルギー活動の支援

ア 「八王子省エネカンパニー」の支援

省エネルギー対策に対して積極的に取り組む事業者を「八王子省エネカンパニー」として市のホームページ等で公表し、省エネに対する企業姿勢をPRしています。なお、現在約220社の市内事業者が参加しています。

イ 環境負荷軽減につながる商品を含む「中小企業新商品開発認定制度」の実施

市では、市内中小企業者の新規性の高い優れた商品及びサービスの普及をめざし、市が定める基準を満たす商品等を生産する中小企業者（及びその商品等）を市が認定することにより、販路開拓を支援しています。

令和5年度は、環境負荷の軽減につながる商品を含む7商品を認定しました。

ウ 中小企業省エネ改修等推進事業補助制度

平成28年度から、事業者における省エネの推進を目的として、省エネルギー診断に基づき、設備や機器を設置する事業者に対して「中小企業省エネ改修等推進事業補助制度」を行っています。令和5年度は、空調、照明等の改修を行う計5社に補助を行いました。

(2) 中小事業者向けの環境マネジメントシステムの導入支援

「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントシステムの規格で、国際規格「ISO14001」と比べ、費用や労力の面で中小事業者にとって取り組みやすい内容となっています。

市は、エコアクション21の認証登録に取り組む事業者を支援するため、認証登録に向けた無料の勉強会「八王子市イニシアティブプログラム」等を実施しています。

また、すでにエコアクション21を認証登録している市内事業者の取組を支援するため、「エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助制度」を実施しています。



イニシアティブプログラムの様子

4 市の事務事業における率行的行動

(1) 環境マネジメントシステムを運用した省エネルギーの取組の実施

市では、平成29年度から市独自規格の環境マネジメントシステム(H-E M S (ヒームス))を導入し、環境配慮に取り組んでいます。

職場での取組として、各部署の事務事業に合った環境配慮行動の目標を設定し、ゼロカーボンシティ実現に向け、さらなる環境負荷の低減に努めています。



市役所で行う事業等から排出される、CO₂をはじめとした温室効果ガス排出量は、近年減少傾向にあります。令和5年度は、令和4年度に比べ、「公用車」の各部門において温室効果ガス排出量は減少し、「廃棄物」と「施設運営」の各部門において温室効果ガス排出量は増加しました。温室効果ガスの総排出量は4.3%増加しました。

(2) 省エネルギー設備の導入

市では、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減を目的として、施設建設時や改修時に省エネルギー設備の設置・導入を進めています。

ア 省エネ型空調機の設置

以下の工事などで、省エネ型空調機を設置しました。

東浅川保健福祉センター大規模改修	市立第五中学校体育館空調機設置工事
七国小学校管理諸室空調機設置工事	第一小学校特別教室空調機設置工事
加住小学童保育所空調機設置工事	元八王子児童館空調機更新工事

イ 省エネ型電気設備の設置

以下の工事などで、省エネ型照明器具(LED)を設置しました。

また、道路照明約19,500基の省エネ化(令和4年3月完了)や小中学校101校の照明LED化(令和7年3月完了予定)を実施しています。

東浅川保健福祉センター大規模改修	南口総合事務所照明器具改修
大横保健福祉センター照明器具改修	戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場 照明設備改修
元八王子保育園照明器具改修工事	子安保育園照明器具改修工事

5 CO₂吸収源としてのみどりの保全・機能維持

水源かん養機能や土砂災害防止機能など、森林の持つ「みどりのダム」としての機能を維持していくためには、森林整備計画に基づく森林施業が必要となります。

6 推進活動拠点の活用

中核市の権限を活用し、平成28年4月に八王子市地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）を開設し、地球温暖化に関する調査活動やイベントなどを実施することで、市民の地球温暖化に対する意識啓発につなげています。

また、地球温暖化対策に関する知識の普及等の活動を行う地球温暖化防止活動推進員が、市民・事業者向けの講座などで活躍しています。

7 評価

ここでは、基本施策Ⅱ-3 二酸化炭素(CO₂)排出量の削減についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
市民1人当たりの年間CO ₂ 排出量の削減割合(平成12年度比)	14.5% (平成22年度値)	27.6% (令和2年度値)	26.7% (令和3年度値)	28.3% (令和3年度値)

※電力のCO₂排出係数は固定値(平成21年度値)で計算します。

(指標のねらい)

地球温暖化の原因である温室効果ガスの中で、最も占める割合が多いCO₂排出量を削減します。

最終評価：達成に向けて相当の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・市民及び事業者向けの省エネ支援策を実施し、CO₂排出量の削減を推進した。
- ・CO₂排出量の削減割合は、達成に向け順調に推移してきたが、R3年度値では排出量増加により最終目標は達成しなかった。引き続き、民生部門等を中心にCO₂削減に向けての対策が求められる。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・本市においてCO₂排出量の多い民生家庭部門、民生業務部門、運送部門を重点的に削減するため、引き続き家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減を進めるほか、交通におけるエネルギー使用量の削減も併せて推進する。

<環境推進会議の意見>

- ・CO₂排出量の削減は喫緊の課題であるため、引き続き取組強化を図るべき。
- ・はちエコポイントのアクティブユーザーの把握や分析を行い、はちエコポイント制度のより良い見直しにつなげてほしい。

第4項 再生可能エネルギーの普及拡大

1 再生可能エネルギーの普及拡大

(1) 公共施設への再生可能エネルギー機器の設置

市では、平成26年3月に策定した「八王子市再生可能エネルギー導入方針」及び「公共施設への再生可能エネルギー設備導入基準」に基づき、市施設へ再生可能エネルギー設備を率先的に導入しています。

令和5年度は、由井市民センターなど22箇所に太陽光発電設備を設置しました。



由井市民センターに設置した太陽光パネル

(2) 住宅や事業所などへの導入促進

再生可能エネルギー利用機器を設置する市民と事業者に対し、設置費用の一部を補助する再生可能エネルギー利用機器等設置費補助制度を実施しました。

令和5年度は、太陽光発電システムに111件、太陽熱利用システムに2件、リチウムイオン蓄電池システム（太陽光発電システムと同時導入に限る）に97件の計210件の補助を行いました。また、HEMSを同時に導入した11件に対して1万円を増額しました。

(3) 再生可能エネルギー機器を設置した施設を活用した啓発の実施

「八王子市再生可能エネルギー導入方針」に基づき、再生可能エネルギーを他の施策と連携し普及していくため、防災対策、環境教育、産業振興等の施策と連携し、再生可能エネルギーの普及拡大を図っていきます。

また、「東京都再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）」を利用し、災害時の避難所である小・中学校へ太陽光発電設備及び蓄電池を設置しています。



城山中学校の蓄電池
(過去の工事例)

設置校

第六中学校	陵南中学校
宮上中学校	石川中学校
城山中学校	みなみ野君田小学校

2 評価

ここでは、基本施策Ⅱ－4再生可能エネルギーの普及拡大についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
市内に設置された太陽光発電装置の発電容量	20MW	61MW	63MW	65MW

(指標のねらい)

市内における太陽光発電の発電容量を増加し、再生可能エネルギーの普及を行うことにより、二酸化炭素排出量を削減します。

最終評価：達成に向けて相当の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・家庭向けの補助事業により、再生可能エネルギー利用機器の設置を促進した。また、P P A事業により多くの公共施設での太陽光発電設備の設置を達成した。
- ・設置された太陽光発電装置の発電容量は、計画策定時から大幅に向上し、達成率約95%であった。再生可能エネルギーの導入はCO₂の排出削減に向けての重要な施策であるため、引き続きの推進が求められる。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・引き続き住宅及び事業所への設備導入を促進するほか、公共施設を多く有する本市の特徴を活用して、公共施設についてもP P A事業などにより再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

<環境推進会議の意見>

- ・多くの公共施設や住宅に再生可能エネルギー機器を普及させたことは評価できる。
- ・木質ペレットストーブへの補助事業については、木質ペレット製造業者のF S C認証偽装や大気汚染の課題についても注視すべきと考える。

第5項 低炭素型まちづくり

1 低炭素型まちづくりの推進

(1) 一定の地区についての省エネルギー・再生可能エネルギー機器の整備促進

土地利用と交通・みどり・エネルギーなどのさまざまな施策を総合的に取り組み、持続可能な都市構造を実現するため、平成28年度に「低炭素都市づくり計画」を策定しました。

また、重点促進地域に指定した「八王子駅地区・西八王子駅地区」、「多摩N T 鎌水地区」、「八王子西 I C 川口地区」で導入施策の準備を開始しました。

令和5年度には、子安市営住宅跡地の売却にあたり、脱炭素による環境に配慮したまちづくりを行うことを条件とし、低炭素型まちづくりの推進に努めました。

(2) 道路環境の整備、公共交通の利便性の向上の推進

交通をとりまく変化を的確に捉え、将来交通を見据えた上で、快適で安全な交通環境を創出するための交通政策を推進することを目的に、平成26年度に「八王子市交通マスタープラン

(第3次八王子市総合都市交通体系整備計画)」を策定しました。

道路環境の整備について、国や都とも協力し、渋滞解消や円滑な交通流動性の確保に向けた道路整備のほか、広域・主要幹線道路の整備やボトルネック箇所の解消を推進しています。また、平成28年10月に「八王子市自転車利用環境整備計画」を策定し、自転車の利用環境を向上させるため、自転車ネットワークの形成やシェアサイクルの事業も行っています。

公共交通の利便性向上については、平成29年3月に「八王子市公共交通計画」を策定し、誰もが不便なく移動できるバス路線網の形成等を進めています。

それぞれの施策を実施することで自動車排出ガスの低減を図るうえで大きな効果が期待されます。各施策についての進捗状況を把握しながら、適正な事業推進を行っていきます。

(3) 家庭や事業所によるCO₂排出量の削減の支援

ア 公園の指定管理者の取組

公園等から発生する剪定枝や落ち葉は、通常一般廃棄物として焼却処分しますが、これらはチップやたい肥等に加工することにより、資源として活用することができます。

また、剪定枝は木質バイオマスボイラーの燃料としても活用されています。成長過程でCO₂を吸収した樹木を燃料とする木質バイオマスボイラーは、大気中のCO₂に影響を与えないという特性があります。

イ 地球温暖化防止活動推進センター

中核市の権限を活用し、平成28年4月に八王子市地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）を開設しました。

あったかホールを拠点として、地球温暖化対策に関する啓発・広報活動や調査・研究活動などを実施し、講座・イベントの開催や出展を通して地球温暖化対策を推進しています。

令和5年度は、太陽光の熱を集めて料理を作るソーラークッキングや家庭向けの省エネルギー講座を実施するなど、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及啓発を行いました。

ウ 地球温暖化防止活動推進員

中核市の権限を活用し、平成28年4月から市民に向けた地球温暖化対策に関する知識の普及等の活動を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。

推進員は、家庭の省エネ講座で講師として活動したり、さまざまなイベントに出展するなど、推進員の知識や経験を伝えることで、市民の地球温暖化防止への意識を高めています。

また、オリジナル版「家庭の省エネハンドブック」を作成し、家庭の省エネ講座などで活用しています。

家庭や事業者に対し、身近なところから地球温暖化防止の普及啓発を推進しています。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅱ－5 低炭素型まちづくりについての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
エネルギーを効率的に利用 するまちづくりに着手して いる箇所数	—	0か所	0か所	4か所

(指標のねらい)

再開発事業、地域冷暖房システムの構築、事業者の住宅開発など、一定の地区での省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を進めることにより、まちの低炭素化を促進します。

最終評価 : 達成に向けて一定の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・クールセンター八王子の開設により家庭や事業所からのCO₂排出量の削減支援を推進した。
- ・低炭素都市づくり計画における重点促進地域は事業継続中のため、エネルギーを効率的に利用するまちづくりに着手している箇所数は未達成であった。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・都市全体の効率的なエネルギー利用を促進するため、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づき、拠点・沿道ネットワーク型都市構造への再構築を進める。また、清掃工場での発電や街路灯のLED化など環境配慮が進んだまちづくりを推進する。

<環境推進会議の意見>

- ・水素発電自動車の水素供給ステーション設置などを検討すべきではないか。
- ・公共交通のなかでも、自動車と比べて温室効果ガス排出が格段に低い鉄道の利用を呼びかけるべき。

第3節 みんなが協働して環境保全に取り組んでいるまちをつくる

現状と課題

八王子の豊かな自然を守り育て、私たちの身近な環境をより良くするためには、一人ひとりが環境について考え、市民や事業者も協働して環境保全に取り組んでいくことが大切です。

地域住民が一体となって環境問題に取り組んでもらえるよう、地域に応じた環境教育・環境学習を一層充実させるほか、環境に関する情報を収集・提供していくことで、環境保全に関する意識と活動意欲の向上を図ることが求められます。

第1項 環境教育・環境学習の推進

1 環境教育の充実

(1) 教員の環境教育への意識向上

未来を創る子どもたちが、身近な体験を通して環境への関心と理解を深め、環境保全への行動力を持てるよう育成することを目標に、平成22年度に「学校教育における八王子市環境教育基本方針（第二次）」を策定しました。

目標実現のため、学校ごとに、環境教育全体計画及び年間指導計画に基づき、環境教育を実践しています。また、環境教育の小中一貫教育指導資料を活用するなど、子どもが自ら環境について学べるよう工夫をしています。

また、夏季教員研修において、環境教育アドバイザーを招き、浅川において水辺の環境学習における指導方法についても指導いただき、教員の環境教育に関する理解を深めています。

令和2年度からは、市立小・中学校及び義務教育学校全校において年間指導計画内にSDGsを盛り込み、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進しています。

(2) 環境教育に関する冊子の作成

市立小学校・義務教育学校4年生を対象に、市の環境施策を紹介する「はちおうじこども環境白書」（電子版）、ごみの減量やリサイクルの意識を育てるための「きれいなまち八王子」（電子版）、川への関心を高めるための「川と友だちになるノート」を作成・配付しました。

また、市立小学校・義務教育学校3年生及び中学校・義務教育学校（後期課程）全学年を対象に、消費者教育副読本を作成しました。学習指導要領に基づく消費者教育の観点から、環境教育を含め、持続可能な社会をめざす内容も取り入れています。令和5年度に作成した令和6年度版副読本については、学校以外でも誰もが自由に閲覧・学習できるようにデジタルブック化し、市ホームページにも掲載しています。

「学校教育における八王子市環境教育基本方針（第二次）」では、「環境問題に関心を持ち、環境問題を解決する行動力を持った人」を環境教育目標として規定しています。目標達成のため、子どもが身近な八王子の環境に興味を持ち、自ら取り組めることを考え、学校のみならず家庭での実践にもつなげられることをめざします。



はちおうじこども環境白書

(3) 学校や地域特性に応じた環境教育の推進

市では平成17年1月に、あったかホール内に八王子市環境学習室「エコひろば」を開設しました。市民・事業者が環境について関心を持つきっかけづくりと、環境保全団体などが地域に根差した活動をするための拠点として活用されています。

エコひろばでは、学校や地域特性に応じた環境教育を推進するため、市内小・中学校及び義務教育学校の総合的な学習の時間などを使って行われる環境学習に対して、環境教育支援を行っています。令和5年度は、小学校31校で実施し、計2,495名の児童を支援しました。

また、市では、令和6年3月に「八王子市環境教育プログラムガイドブック」を改定しました。このガイドブックは、子どもから大人まで幅広い年代の人々が、身近にある自然や地球温暖化をはじめとする環境問題に関心を持つ機会を提供するため、市や企業、団体等が実施している環境に関する講座をまとめたものです。



環境教育支援事業の様子

2 環境学習の拡充

(1) 環境学習の推進

エコひろばでは、環境に関わる講座やイベントの開催のほか、環境系の図書や器材の貸し出しなどを行い、環境学習を支援しました。令和5年度は、延べ9,138名が来場しました。

令和5年8月には、八王子市北野環境学習センター（あったかホール）3階に生きもの展示室をオープンしました。生きもの展示室では、八王子に生息する生きものたちの生体展示などを通じ、生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。令和5年度は、15,433名が来場しました。



生きもの展示室

(2) 環境学習・啓発活動の展開

産官学民の協働によるイベントとして、「はちおうじの環境をみる・きく・考える」をメインテーマに「八王子環境フェスティバル」を毎年環境月間である6月に開催しており、令和5年度は6月4日に東京多摩未来メッセにて開催しました。当日は、各団体が環境に関連する体験型の企画やSDGsとのつながりを発信し、子どもから大人まで、環境について楽しく学んでいただきました。61団体が出展し、延べ約10,000人の来場者で賑わいました。



八王子環境フェスティバルの様子

市民にとって身近な環境や自然に興味を持つきっかけをつくるため、環境市民会議などの関係団体と協力し、講座等を開催しました。このほか、学習会などで、市職員が講師として講義や説明をする「はちおうじ出前講座」を開催しています。また、都市景観セミナーを開催し、

47名が来場しました。

(3) 民間事業者との協働

市では中核市移行による権限を活用し、「体験の場の場」を認定しています。平成27年度に認定した佐川急便が所有する「高尾100年の森」は、都内では初めての認定となりました。令和5年度は市との共催による親子里山体験講座を開催し、クリスマスリースづくりやたき火体験を行いました。

一般財団法人セブン-イレブン記念財団が運営する「高尾の森自然学校」では、森の音楽祭やクラフトワーク、昆虫・野鳥の観察会など様々なプログラムを実施し参加者が増加しています。

このほか、上川の里特別緑地保全地区では、保全活動協定を締結した株式会社NTTドコモによるスマートフォンアプリを使った生きもの探しや林業事業者の講師による木こり体験など、魅力的な自然体験プログラムを新たに開催しました。



森の素材を使ったリースづくり

3 環境保全に精通した人材の育成・活用

(1) 人材育成

市内小・中学校及び義務教育学校を対象に実施する環境教育支援事業（川の学習）の支援者を育成するため、令和3年度より川の学習サポーター養成講座を実施しています。川に関する基本的な知識や支援者としての技術を学ぶ講座で、修了生は川の学習時に支援者として活躍しています。

令和5年度は11名が修了しました。

(2) 環境市民会議の活動支援

環境市民会議の会員数の増加と活動の活性化を図るため、広報やFMラジオ等で会員を募集しました。

また、各地区の環境市民会議の活動を知ってもらうため、環境パネル展を毎年開催しています。令和5年度は9月に市役所市民ロビーにて開催しました。

環境市民会議では、市内の6地区において、市民・事業者が自発的に環境保全活動を実践しています。令和5年度は153名の会員が活動しました。



環境パネル展

4 評価

ここでは、基本施策Ⅲ—1 環境教育・環境学習の推進についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
環境に関する講座や講演に参加している人の数	23,403人	32,194人	36,501人	28,000人

(指標のねらい)

多くの人々が環境について学ぶことにより、環境問題に対する意識が高まり、環境保全活動を実践する人が増えます。

最終評価 : 達成

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・様々な機会を通じて、環境教育・環境学習を実施し、広く市民に周知啓発した。特に、子どもが自然に触れる機会の創出や学校で活用できる副読本作成などを通じ、子どもたちの環境意識の向上を図った。
- ・講座や講演を積極的に展開し、環境に関する講座や講演に参加している人の数は、最終目標を達成した。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・環境保全に向けて市民一人ひとりの行動変容が求められるため、引き続き環境教育・環境学習の充実を図るほか、本市が有する多様な自然環境を活用した自然体験の機会を創出する。また、減少傾向が見込まれる環境に関わる担い手についての育成・支援を継続して実施する。

<環境推進会議の意見>

- ・環境教育は様々な所管が関わっているため、統合的に進められるとよいのではないかと。
- ・環境教育支援には環境市民会議の充実は欠かせないため、広く加入を呼びかけてほしい。

第2項 環境情報の提供、収集及び活用

1 役立つ環境情報の発信

(1) 「八王子市環境白書」の発行

環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市の環境の現状及び環境基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにしたもので、本編とデータ集を毎年発行しています。

(2) 「環境報告書」の発行

事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすため、市内にある5か所の環境施設について、環境配慮の方針・目標・取組内容及び実績を毎年公表しています。

■環境報告書を発行している施設

館クリーンセンター	戸吹不燃物処理センター
戸吹清掃工場	プラスチック資源化センター
北野衛生処理センター（北野ポンプ場含む）	

(3) インターネットや広報による環境情報発信

市ホームページや市公式YouTubeチャンネルにおいて、環境情報を発信しています。広報はちおうじでは、ごみ処理に関するお知らせなどを随時発信しました。特集号では、10月に食品ロス削減を啓発する「ごみゼロ通信」を発行しました。

また、Facebookページ「はちおうじ環境だより」では、役立つ環境情報を発信するため、環境に関するイベントや自然体験講座の開催情報などを、計115回投稿しました。

(4) 環境学習室「エコひろば」による情報発信

「エコひろば」では、ホームページやSNSにおいて講座の情報や環境教育支援事業の状況などをはじめとした、環境教育・環境学習に関わる情報を公開しています。

(5) 災害リスク情報や熱中症対策の情報発信

市の防災情報メール、X(旧Twitter)やFacebookにおいて、台風や大雨、雪などの風水害に関する注意報、警報等の情報のほか、熱中症の注意喚起について情報発信を行いました。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅲ—2 環境情報の提供、収集及び活用についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合	46.2% (第2次環境基本計画中間改定時)	53.9%	50.5%	55%

(指標のねらい)

環境情報を収集し、市民へ広く発信することにより、環境に対する意識が高まり、日常生活において地球環境に配慮して暮らす市民を増やします。

最終評価 : 達成に向けて相当の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・ 広報紙、インターネット、SNSなど、様々な媒体を活用した積極的な情報発信を行った。
- ・ 日常生活において常に環境に配慮して暮らしている市民の割合は、若い世代の割合が他世代と比較し低いことから、ターゲットを絞った情報発信などの検討が求められる。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・ 環境に関する情報をSNS、広報紙、動画配信など多様な手法を用いて効果的に実施しつつ、市民や事業者の行動が環境負荷の低減につながるような行動変容を促進する。

<環境推進会議の意見>

- ・ 従来の広報紙やチラシ等での情報提供とともに、Facebookなどの多様な媒体を使い、幅広く環境情報の発信に努めてほしい。

第4節 安全で良好な環境のもと、健やかに暮らせるまちをつくる

現状と課題

本市は、多くの方が生活の拠点として利用しており、市街地にはさまざまな飲食店や娯楽施設などが集まっています。

このまちの美観を維持していくためには、たばこのポイ捨てや自転車の放置、違法看板の設置やみ出し営業といった行為を防止するとともに、一人ひとりのマナー向上を促す必要があります。

また、本市には、中央自動車道をはじめ4本の国道が通っており、交通の要衝となっています。浅川に代表される豊かな水環境には、さまざまな生きものが生息しており、自然体験の場としても活用されています。

安全で健やかな暮らしのためには、市民・事業者とも協力し、工場や自動車から排出されるガスや水質汚濁の抑止に努め、大気・水環境を守る取組が必要です。

第1項 美しく快適なまちの保持

1 まちの美化の推進

(1) 路上喫煙対策

市では、平成19年1月に「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域で路上での歩きたばこを禁止しました。さらに、八王子駅・南大沢駅・西八王子駅・高尾駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定しています。

歩きたばこや吸い殻のポイ捨てを防止し、喫煙者のマナー向上を図るため、市内10か所に屋外公衆喫煙所を整備しています。令和5年度は南大沢駅の周辺において、喫煙マナーアップキャンペーンを実施しました。



京王八王子駅前喫煙スポット

(2) 放置自転車対策

放置自転車は、通行を妨げて交通事故を誘発し、災害時の救急や消火活動の妨げにもなるほか、まちの美観を損なう原因にもなります。

市では、駅周辺の放置自転車対策のため自転車駐車を整備するとともに、自転車等放置禁止区域を指定し、区域内で放置された自転車は、即時に撤去しています。

また区域内では、一定規模を超える特定施設に対し自転車駐車場の設置を義務付け、特定施設の利用者向けの駐輪場所を確保するなど、放置自転車の抑制に向けて対策しています。

令和5年度末現在、市内各駅周辺には、73箇所27,665台分の自転車駐車を整備しており、引き続き、駐輪需要の変化や自転車利用の実情にあわせた整備を進めていきます。



ジョイ五番街通り自転車駐輪帯

(3) 違法看板・置き看板対策

平成15年7月から続く違法看板対策として、市民ボランティアによる除却協力員制度や除却委託等の対応により、市内の捨て看板は大幅に減少しています。

平成27年4月には、中核市への移行に伴い「八王子市屋外広告物条例」を施行しました。引き続き、電柱や歩道に不法に設置された立看板・貼り紙・貼り札などの捨て看板をなくす対策を行っていきます。

また、八王子駅周辺の置き看板等放置行為防止重点地域においては、安全・安心な歩行空間を確保するため、生活安全・安心指導員によるパトロールを実施し、看板や商品などを公道にはみ出して置く店舗に対し指導しています。

(4) みんなの町の清掃デー・みんなの川と町の清掃デー

美しい八王子をつくる会が、町会・自治会等の協力を得て、毎年「みんなの町の清掃デー」・「みんなの川と町の清掃デー」を開催しており、市も協力しています。恵まれた自然を守り、郷土を愛する心を育むだけでなく、地域住民のふれあいの場にもなっています。



みんなの川と町の清掃デー

令和5年度の開催状況

名称	実施日	参加数		ごみ回収量 (kg)		
		団体	人数	可燃	不燃	合計
みんなの町の清掃デー	5月28日	199	10,401	12,090	1,000	13,090
みんなの川と町の清掃デー	9月3日	187	8,784	15,840	1,230	17,070

(5) 害虫対策

毎年、ダニや蚊、ハトやネズミなどの駆除相談が市に多く寄せられており、その数は年間約1,000件に上ります。

中でもハチに関しては、活動が活発になる6月から11月に相談が多く、特に7月から9月までの3か月間で499件、令和5年度全体では794件の相談が寄せられ、件数として最多となりました。

市では、ハチを含めた害虫などの駆除は行っていませんが、駆除方法の説明や駆除業者の紹介を行っているほか、ハチを駆除する方に対して、防護服や殺虫剤を無料で貸し出しています。

(6) 空閑地の雑草対策

病虫害の発生予防や防犯上の観点から、「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、雑草が繁茂している空閑地の所有者に対して、適切な管理を促しています。

(7) 電波障害の未然防止

テレビ放送は、社会における情報伝達手段として極めて重要な役割を果たすため、高層建築物や電氣的雑音などによる受信障害を防ぐことが必要です。

市では「八王子市民の生活環境を守る条例」により、建築主による対策を義務付け、建築物による受信障害を防止しています。

また、高さ10m以上の建築物について、「八王子市集合住宅等建築指導要綱」により、建

築時の事前協議や、計画時の調査等での事前確認など、受信障害対策の指導を行っています。
令和5年度は、28件の事前協議を行いました。

なお、平成23年7月に地上デジタル放送へ移行したこともあり、受信障害を受けにくくなったことから、受信障害に関する苦情は大幅に減少しています。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅳ—1 美しく快適なまちの保持についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
まちの美観が保持されていると思う市民の割合	46.4%	57.3%	55.5%	60%

(指標のねらい)

市民のまちの美観の意識を把握することにより、良好な生活環境の確保につなげます。

最終目標に向けた評価 : 達成に向けて相当の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・ごみのポイ捨て、違法看板、放置自転車など様々な課題に対して、パトロールや指導等を推進し、まちの美化維持に努めた。
- ・まちの美観が保持されていると思う市民の割合は、近年数値の変化は少なく、居住地域によるばらつきが大きいいため、まちの特性に応じた取組などの検討が求められる。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・市民をはじめ、市を訪れる人にも快適な環境を提供するため、引き続き、まちの環境美化や良好な生活環境づくりを推進する。

<環境推進会議の意見>

- ・歩きたばこや吸い殻のポイ捨てごみは改善されているが、さらなる喫煙者のマナー向上や公共空間での禁煙を進めてほしい。

第2項 安全で健康な暮らしを守る

1 公害防止対策の推進

(1) 水質汚濁防止への取組

ア 水質汚濁防止対策

市では、河川や地下水の水質汚濁を防止するため、水質測定を行っています。

河川では、毎月、8か所の環境基準点と1か所の環境測定地点で測定しています。平成20年度以降、すべての測定地点で環境基準（BOD75%水質値）を満たしています。

地下水については、水質汚濁防止法に基づき、都が定めた水質測定計画により測定しています。市内を20ブロックに分け、1年に5ブロックごとの測定（概況調査）を行っており、令和5年度の概況調査では、すべての地点で環境基準を達成しています。

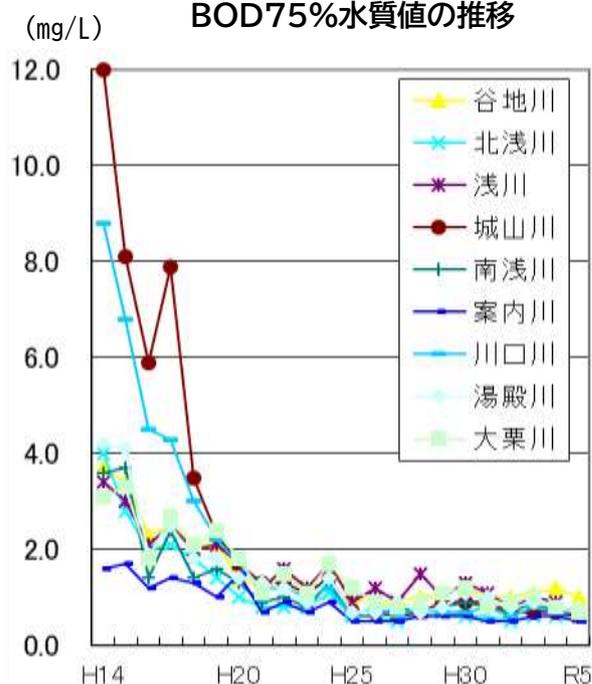
市内河川BOD75%水質値

(単位：mg/L)

河川名	測定地点	75%水質値	環境基準
谷地川	下田橋下	1.0	○
浅川	中央道北浅川橋	0.6	○
	長沼橋下	0.6	
城山川	五反田橋	0.6	○
南浅川	横川橋	0.7	○
案内川	御室橋	0.5	○
川口川	川口川橋	0.7	○
湯殿川	春日橋	0.8	○
大栗川	東中野橋	0.7	○

○：基準達成 ×：基準未達成

BOD75%水質値の推移



イ 工場・事業場への対応

市では、水質汚濁防止法に基づき、届出の事前審査や指導を行い、水質汚濁の防止に努めています。

また、工場や事業場への立入検査により、届出内容や排水処理施設の状況、排水基準の遵守状況を確認しています。

令和5年度 水質検査を伴う立入調査結果

立入 事業場数	水質検査 回数	行政措置	
25	17	行政指導	5件
		改善命令	0件
		排水の一時停止命令	0件

(2) 大気汚染物質低減への取組

ア 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスに対しては、これまでの窒素酸化物（NO_x）を中心とした対策に加え、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質への規制が行われています。粒子状物質の削減だけでなく、より低排出・低公害な自動車への転換が必要です。

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づき都

が策定した自動車環境管理計画により、公用車の低公害車への転換を進めているほか、ごみ収集車の更新時にクリーンディーゼル車などを導入するなど、公用車の低公害・低燃費車への転換を図っています。

イ 光化学スモッグ対策

自動車や工場から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）は、太陽の強い紫外線により化学反応を起こし、光化学オキシダント（ O_x ）に変化します。

光化学オキシダント濃度が高くなると、白く霧がかかったような状態になることがあり、これを「光化学スモッグ」と呼びます。4月から10月の、強い日差しで気温が高く、風の弱い日に発生しやすくなります。

都や市では、光化学オキシダント濃度を下げするため、揮発性有機化合物を使用する事業者に対し、排出量の規制や適正管理による排出量の削減を図っています。

なお、市では、光化学スモッグ発令時に学校等へ周知を行い、被害の防止に努めています。

光化学スモッグの発令日数 (単位:日)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
学校情報	11	5	9	6	8
注 意 報	1	1	3	1	2
警 報	0	0	0	0	0

ウ 工場・事業場への対応

市では、大気汚染防止法や環境確保条例に基づき、工場や事業場がばい煙を排出することについて、排出基準を遵守するように指導を行っています。

大気汚染防止法等では、ばい煙・一般粉じん・特定粉じん（石綿）・水銀及び揮発性有機化合物（VOC）を排出する施設に対し、排出基準や構造基準等を定めており、施設の構造等を変更する際は、事前の届出が義務付けられています。

市では、事前の届出があった場合に、審査や指導を行うことで、大気汚染の防止を図っています。

エ 常時監視体制

市では、大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視しています。毎日の時報データを市ホームページに掲載し、市民へ公開しています。

一般環境大気測定室			自動車排出ガス測定室		
1	片倉町測定室	片倉町 553	1	八木町測定室	八木町 8-1
2	館町測定室	館町 1097-66	2	下柚木測定室	下柚木 498
3	大楽寺町測定室	大楽寺町 419	3	打越町測定室	打越町 1647-6
4	川口町測定室	川口町 2694-5			

オ アスベスト対策

(ア) アスベスト除去工事の届出

アスベストを使用している建築物等を改造や改修、解体する際は、事前の届出が義務付けられています。

市では、届出に応じて、アスベスト飛散防止の対策等について指導しています。

アスベスト除去工事の届出件数（単位：件）

年 度	R3	R4	R5
大気汚染防止法	13	12	18
環境確保条例	13	11	16

(イ) 大気濃度測定

市では、平成17年11月より、一般環境大気測定室2か所及びアスベスト除去工事地点周辺などで大気濃度測定を行い、アスベストの飛散状況を監視しています。

(3) 有害化学物質への取組

ア ダイオキシン類の調査結果

大 気

(単位：pg-TEQ/m³)

地 点	調査結果	環境基準（年平均値）	回数	測定月
片倉町	0.0088	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	4	5・8・11・2
大楽寺町	0.0077			

※複数回測定地点については平均値を掲載しています。

河川水質

(単位：pg-TEQ/L)

地 点	調査結果	環境基準（年平均値）	回数	測定月
谷地川（下田橋下）	0.035	1 pg-TEQ/L 以下	2	6・9
浅川（中央道北浅川橋）	0.032			
湯殿川（春日橋）	0.046			

※複数回測定地点については平均値を掲載しています。

河川底質

(単位：pg-TEQ/g)

地 点	調査結果	環境基準	回数	測定月
谷地川（下田橋下）	0.25	150 pg-TEQ/g 以下	1	9
浅川（中央道北浅川橋）	0.34			
湯殿川（春日橋）	0.49			

土 壌

(単位：pg-TEQ/g)

地 点	調査結果	環境基準	回数	測定月
公 園（めじろ台二丁目）	2.2	1,000 pg-TEQ/g 以下	1	10
公 園（狭間町）	0.20			
公 園（狭間町）	2.5			
公 園（館町）	0.18			
公 園（館町）	0.49			
公 園（寺田町）	2.2			

イ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却や製鋼用電気炉などでの燃焼により発生し、環境汚染の原因となる物質です。

このダイオキシン類による環境汚染の防止などを目的に、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、市では、この法律に基づき大気や水質などを測定し、結果を公表しています。

焼却能力が1時間あたり50kg以上の廃棄物焼却炉などの特定施設においては、施設の設置時や構造変更時の届出のほか、毎年1回以上のダイオキシン類の測定などが義務付けられています。市内では、3つの清掃工場が稼働していますが、いずれも排出基準を満たしています。

また、環境確保条例では、ダイオキシン類対策特別措置法の対象とならない、小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野焼きについても原則禁止しており、市でも指導を行っています。



館クリーンセンター

清掃工場におけるばい煙中のダイオキシン類の濃度 (単位：ng-TEQ/m³N)

地 点	R1	R2	R3	R4	R5	排出基準
戸吹清掃工場	0.38	0.22	0.21	0.20	0.15	1
館クリーンセンター	建設中	建設中	建設中	0.0087	0.0099	
北野清掃工場	0	0.011	0.082	0.15	廃止済	

※ 測定値については最大値を掲載しています。

ウ 有害大気汚染物質

近年、さまざまな化学物質が、低濃度ながら大気中から検出されています。有害大気汚染物質は、塗料の溶剤や金属洗剤、ガソリンなどに含まれ、自動車からも排出されます。

市では、片倉町と大楽寺町の測定室で、揮発性有機化合物やアルデヒド類などの27物質について、年12回測定を行っています。このうち、環境基準が定められている4物質は、いずれも環境基準を満たしています。

有害大気汚染物質の調査結果 (単位：μg/m³)

項 目	片倉町 (年平均値)	大楽寺町 (年平均値)	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	0.59	0.58	3.0
トリクロロエチレン	0.27	0.27	130
テトラクロロエチレン	0.058	0.063	200
ジクロロメタン	1.1	1.1	150

エ 化学物質の適正管理

大気などへの排出量が多い化学物質には、トルエンやイソプロピルアルコールなど、塗料の溶剤や印刷工程で使用されるものが挙げられます。

化学物質の排出抑制を図るため、平成14年度から環境確保条例により、適正管理化学物質59種類を年間100kg以上取り扱う場合には、使用量・製造量・排出量等の報告が義務付けられています。

さらに、従業員が21人以上の事業所は化学物質管理方法書の提出も義務付けられており、平成26年度からは震災対策について、令和3年度からは水害対策についての内容が化学物質管理方法書に盛り込まれることになりました。

市では、届出に応じて立入検査を行い、適正管理や排出抑制等について指導しています。

適正管理化学物質使用量等報告件数

(単位：件)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
適正管理化学物質使用量等報告書	135	134	131	133	127
化学物質管理方法書	14	29	34	26	26

オ 土壌汚染対策

土壌は、生きものが生きていく基盤であり、水や空気と同様、良好な環境を作り出す重要な要素です。

その土壌が汚染される原因には、有害な化学物質が元々土壌に含まれている自然由来の場合と、人の事業活動等に伴って汚染される人為由来の場合があります。工場や事業場での化学物質の漏出や廃棄物の投棄などは、新たな土壌汚染を生み出す原因となるうえ、一度汚染された土壌には有害化学物質が蓄積され、長期に渡って汚染状態が続いてしまいます。

土壌汚染による健康被害を防止するため、平成13年10月に環境確保条例の土壌汚染に関する規定が設けられ、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されました。これまで、規制対象とする化学物質の追加や、手続きの見直し等を経て運用を続けています。

法令で定められた化学物質を取り扱う事業場は、土壌汚染のおそれがある場所で工事を行う際や、事業場を廃止する際に土壌調査が義務付けられています。また、3,000㎡以上の工事を行う際などにも、土壌汚染のおそれを確認するため、事前に届出を行う必要があります。市では、法令に基づき、事業者等が適正に対応するよう指導しています。

カ 殺虫剤・農薬

農薬などの化学物質が健康に影響を与えることを防ぐため、農林水産省・環境省は「住宅地等における農薬使用について」の通知や「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」のリーフレットを作成しています。また、都は「化学物質の子どもガイドライン（殺虫剤樹木散布編）」などのパンフレットを作成しています。

市では、市民が安心して生活できる環境を確保するため、ホームページで情報を公開し、農薬などの化学物質の安全な管理を呼びかけています。

(4) 騒音・振動への取組

ア 道路交通騒音

市では、主要幹線道路の自動車騒音を測定しています。

騒音規制法では、騒音が要請限度を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められた場合、都道府県の公安委員会に対して措置を執るよう要請することができます。

令和5年度は、要請限度測定を1地点で実施した結果、夜間の要請限度の超過が見られました。

また、自動車騒音の測定値をもとに、道路の端から50mの地域に立地する住居の騒音レベルを推計し、全住居戸数に対し環境基準値を下回る戸数の割合を調査する環境基準測定調査も行っています。

令和5年度は15地点で調査しました。環境基準達成率は、全路線合計で昼間が98%、夜間が92%となりました。



道路交通騒音測定

イ 工場・事業場や建設作業の騒音・振動対策

市では、騒音規制法や振動規制法、環境確保条例に基づき対象となる工場・事業場等に対し、規制基準を遵守するよう技術指導をすることで、公害発生の防止に努めています。

騒音・振動は同時に発生するケースが多く、工場等の規模や立地条件などを考慮し、適切な防止対策を指導しています。

著しい騒音や振動が発生する建設作業については、騒音規制法と振動規制法に設けられた特定建設作業に関する規定に基づき、事前の届出が義務付けられています。市では、法令に定められた規制内容に基づき、騒音や振動の大きさや作業時間等について指導しています。

ウ 航空機騒音防止対策

市東部の上空の一部は、米軍横田飛行場を離発着する航空機の飛行ルートとなっています。令和4年度に実施した市による1か所の騒音測定結果は、環境基準値以下となりました。なお、東京都による4か所の騒音測定結果も環境基準以下となっています。(基準値：Ⅰ類型57dB以下、Ⅱ類型62dB以下)

国は、航空機の騒音対策のため対象区域を指定し、住宅防音工事の補助を実施しています。また、市では、市民の生活環境を守るため、東京都26市で構成される東京都市長会を通じ、騒音対策の充実について要望を行っています。

エ 市民の生活環境を守る対応

市では、騒音・振動について個別に苦情が寄せられた際は、現場の状況を確認した上で必要な対策を指導し、問題の解決を図っています。

令和5年度は、騒音104件、振動18件について対応しました。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅳ—2安全で健康な暮らしを守るについての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
周囲の生活環境(大気汚染、騒音・振動)について良いと感じている市民の割合	41.9%	46.0%	45.3%	60%

指標名	計画策定時	令和4年度実績	令和5年度実績	最終目標(令和5年度)
光化学オキシダント「昼間の1時間値が0.06ppm以下の日数」	274日 (第2次環境基本計画中間改定時)	293日	294日	285日

(指標のねらい)

市民の生活環境に関する意識を把握することにより、良好な生活環境の確保につなげます。

最終評価 : 達成に向けて相当の進展があった

<庁内環境調整委員会での総括評価>

- ・各法律、条例に基づき、公害に関するモニタリング、情報提供及び事業者への立入検査や指導等を実施し、公害の発生防止に貢献した。また、光化学オキシダントの成果指標についても、最終目標を達成した。
- ・生活環境に関する公害苦情について対応したが、周囲の生活環境について良いと感じている市民の割合の増加には結びつかなかった。

<第3次環境基本計画での展開>

- ・引き続き公害のモニタリングと排出抑制に向けた指導等を行い、公害の発生を防止する。さらに、良好な生活環境の維持及び自然環境への負荷の低減を目指し、化学物質対策を促進する。

<環境推進会議の意見>

- ・光化学オキシダントに係る成果指標の達成は評価できる。
- ・環境測定の結果について、引き続き市民への適切な情報提供に努めてほしい。